

## (8) 販売計画

本事業での収穫物は、椿については成分調査に供する若干量を除き販売（対日輸出）に仕向ける。茶については現地の既存流通先に販売することになる。計画に当たり、椿の生産量は日本のデータを参考にした。

### 1) 予想収穫量

既述したように日本での椿栽培は、モノカルチャア的な栽培は例が極めて少ない。また、生産性に関する資料・文献も極めて少ない。「山茶及び茶梅と椿油」（昭和7年、大日本山林会、P71）によると、熊本県庁による独立樹・椿の30年木の収量は乾燥子実で3Kgである。日本では1本の30年木から9~10Kgの果実がとれるのが普通で、果実から乾燥子実への歩留は約33%程度とされており、上記データを裏づけている。

ブラジルにおいては、実績がなく、事業地での試作から着果は確認されているので、本計画では上記文献の例（熊本県）を採用し、30年木1本当り乾燥子実収量を3Kgとして算出することとした。また、前出文献によれば10年木、20年木、30年木の収量は果実でそれぞれ2~3升（平均2.5升）、3~5升（4升）、5~11升（8升）と樹令別に直線的に収量が伸びるので図-1のように想定した。ha当たり収量については当初の植付け本数（3,700本/ha）を植付け後16年目で1,850本/haに、植付け後26年目で925本/haへと生産性の低い樹を逐次淘汰（間引き）することを前提とし、樹冠の広がりによる密度の調整、茶樹との関係等を見極めつつ試験栽培を実施することとするので、ha当たり収量についても、表-7、図-2のように直線的に増大するとして収量を想定した。

また、茶は生葉で現在10トン/haの生産がある。椿の生育に伴い逐次茶の生産は減ずると考えられる。30年でゼロとなる前提で、5年毎に段階的に減少することとし算出した。（表-7、図-3）

### 2) 販売収入

椿油、子実ともに国際商品とはいえ取引は専門業者に限られており、価格設定に当たり客観的データを得ることが極めて困難な商品である。日本が中国から輸入しているさざん花油（粗油）は貿易月表上は椿油として表示されているが、過去数年間Kg当たり300円程度で推移している。しかし、国内専門業者の国産椿油（粗油）の購入価格は2,000~2,500円/Kg（東京、鹿児島の上2業者からの情報）であり、精製椿油は3,000円/Kg前後で取引されている。業界筋によれば、中国産椿油（実態はさざん花、茶等の子実から得られた油）は本来の椿油とは異質のものであり、むしろ椿油とは別の植物油として区分されるべき性格のものである。

日本産の椿子実の需給は、需要はやや上向きで、産出量が少ないため売手市場の状況にある。しかしながら、用途が限られていることもあって、ここ5年間、子実の取引価格は400~700円/Kgの範囲にあり、通常、500円/Kg（60Kg入り麻袋1俵3万円）前後

で売買されている。粗油は現在 2,394 円/Kg (含む缶代 500 円) で販売されている。精製油については、最終需要家のニーズに対応するため種々の調整が行なわれており価格は一定ではない。(鹿児島県伊佐郡のK製油株式会社などでの間取り)

本計画では、種々の条件を踏まえて生産物の農場渡し販売単価を以下のように 920 Cz \$ /Kg と設定し、年度別販売収入予測を表-8 に示した。

・農場～サントス港～横浜までの運賃、諸掛

陸運	3,200 円 / Ton
輸出諸掛	2,300 円 / Ton
船運	23,000 円 / Ton
(計)	28,500 円 / Ton (29 円 / Kg)

・種子価格(農場渡し)

日本価格	400 円 / Kg (日本における最低価格)
内外運賃	39 円 / Kg (農場～横浜 29 + 日本国内 10)
諸経費	10 円 / Kg
差引	351 円 / Kg (924 Cz \$ / Kg = <u>920 Cz \$ / Kg</u> )

なお、生産物販売は、子実による対日輸出を前提としたが、将来は粗油による輸出も検討に値する。試験事業における子実生産量は事業開始 20 年目で 40 トン弱である。乾燥子実からの搾油歩留りを 30% としても粗油生産量は 12 トンたらず(200 ℓ入りドラムでわずかに 60 本)であり、当面は子実の形での輸出の方が有利である。

本事業の特色は、生産物を全量対日輸出することであり、販売先も確定している点にある。ブラジルに限らず開発途上国での新規作物開発において最も重要な生産物の販路が確保されていることは、農場運営に際して極めて有利な条件といつてよい。

間作の茶は、生葉を近傍の製茶工場(紅茶や現地日系人向けの緑茶を生産)に販売できるので問題はない。茶(生茶)の販売価格は、現地調査時点での最低価格(農場渡し価格で 40 Cz \$ / Kg)とした。年度別販売収入予測を表-8 に示した。

3) 梱包資材費用

生産物の販売に要する経費としてここでは梱包用の麻袋購入費を計上し、年度別所要額を表-9 に示した。

表-7 ha 当り収量予測

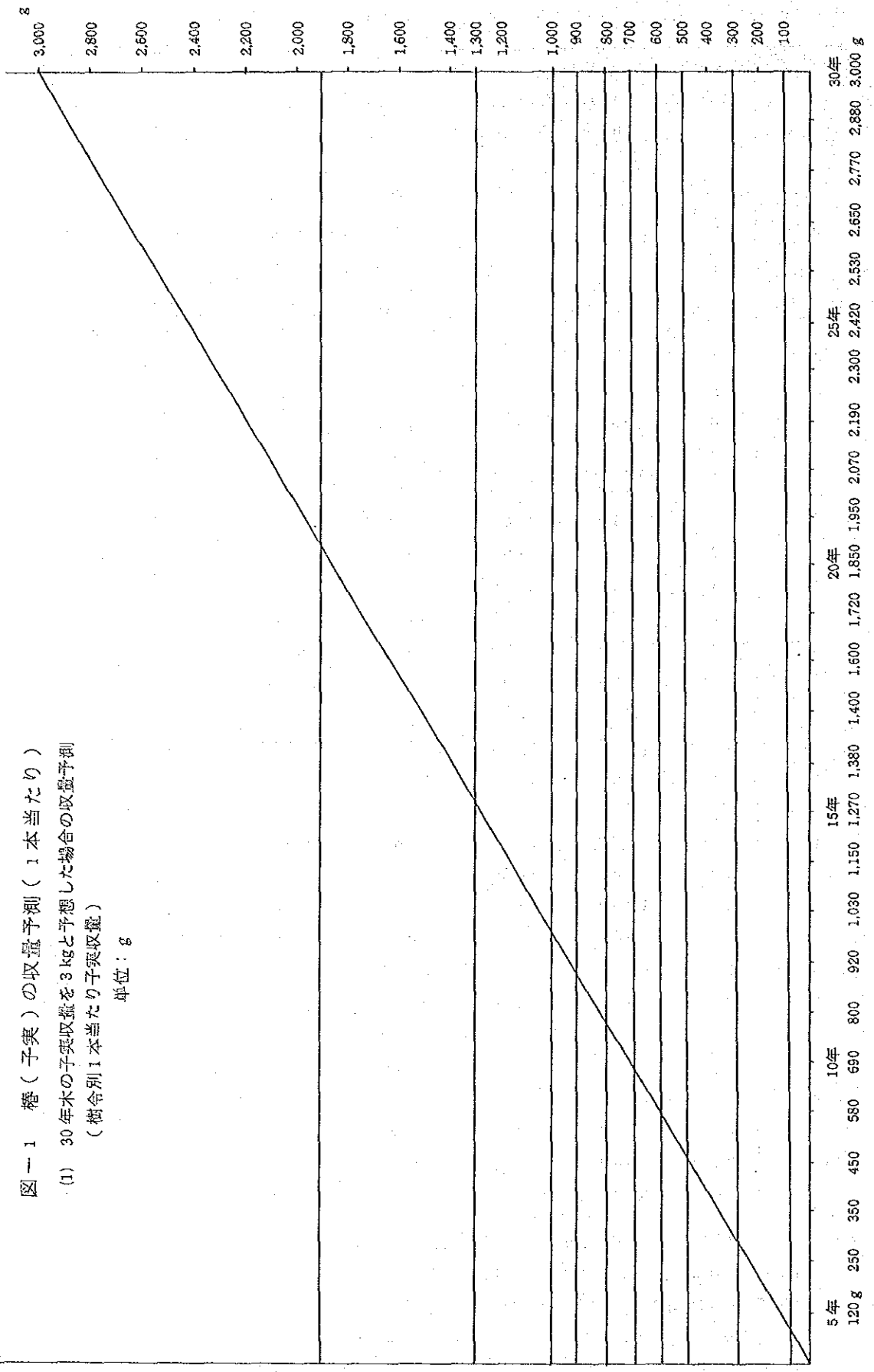
(Kg:キログラム)

事業年度	(椿)				(茶)		
	樹令	1本当り 子実収量 (G/本) (A)	収穫対象 本数 (B)	(A) × (B) (Kg)	修正収量 (Kg/ha)	ha当り収量 直線的漸減 (Kg/ha)	ha当り収量 段階的漸減 修正値 (Kg/ha)
1	0				0	10.0	9.3
2	1				0	9.7	9.3
3	2				0	9.3	9.3
4	3				0	9.0	9.3
5	4				0	8.6	9.3
6	5	120	3,700	444	400	8.3	7.6
7	6	250	3,700	925	500	7.9	7.6
8	7	350	3,700	1,295	600	7.6	7.6
9	8	450	3,700	1,665	700	7.2	7.6
10	9	580	3,700	2,146	800	6.9	7.6
11	10	690	3,700	2,553	900	6.6	5.9
12	11	800	3,700	2,960	1,000	6.2	5.9
13	12	920	3,700	3,404	1,100	5.9	5.9
14	13	1,030	3,700	3,811	1,200	5.5	5.9
15	14	1,150	3,700	4,255	1,300	5.2	5.9
16	15	1,270	1,850	2,350	1,400	4.8	4.1
17	16	1,380	1,850	2,553	1,500	4.5	4.1
18	17	1,400	1,850	2,590	1,600	4.1	4.1
19	18	1,600	1,850	2,960	1,650	3.8	4.1
20	19	1,720	1,850	3,182	1,750	3.4	4.1
21	20	1,850	1,850	3,423	1,900	3.1	2.4
22	21	1,950	1,850	3,608	2,000	2.8	2.4
23	22	2,070	1,850	3,830	2,100	2.4	2.4
24	23	2,190	1,850	4,052	2,150	2.1	2.4
25	24	2,300	1,850	4,255	2,200	1.7	2.4
26	25	2,420	925	2,239	2,300	1.4	0.7
27	26	2,530	925	2,340	2,400	1.0	0.7
28	27	2,650	925	2,451	2,500	0.7	0.7
29	28	2,770	925	2,562	2,600	0.3	0.7
30	29	2,880	925	2,664	2,700	0.0	0.7
31	30	3,000	925	2,775	2,800	0.0	0.0

\*1 椿は当初の密植による収量減が予想されるので、樹令30年における収量を2,000Kg/ha(≒3,000g/本×925本/ha, 図-1)とし、図-2により樹令5年の400Kg/haを結ぶ数値をもって修正収量とする。

\*2 茶は現在の収量(10トン/ha)が椿の生育に伴い逐次減少するので直線的に減少する形をベースに、5年毎に段階的に減少する形を求め修正収量とする。

図一 1 椿(子実)の収量予測(1本当たり)  
 (1) 30年木の子実収量を3kgと予想した場合の収量予測  
 (樹令別1本当たり子実収量)  
 単位: g



図一 2 櫛 (子実) の収量予測 (ha 当たり)

5年度 120g/本 × 3,700本 = 444kg となるが計画では 400kg とした。  
 10年後まで逐次間引きし、(15年次) 1,850本とし、さらに25年度で  
 925本植となる。前表(1)の30年木の収量は 3,000g/本であるから  
 3,000g/本 × 925本 = 2,775kg ≒ 2,800kg となる。

櫛の樹令別子実収量のデータが極めて乏しく、現地にももちろん事例はない。  
 文献によれば樹冠の大きさと子実収量には、正の相関があると考えられるので、数えて  
 単純な形で表わしたものである。

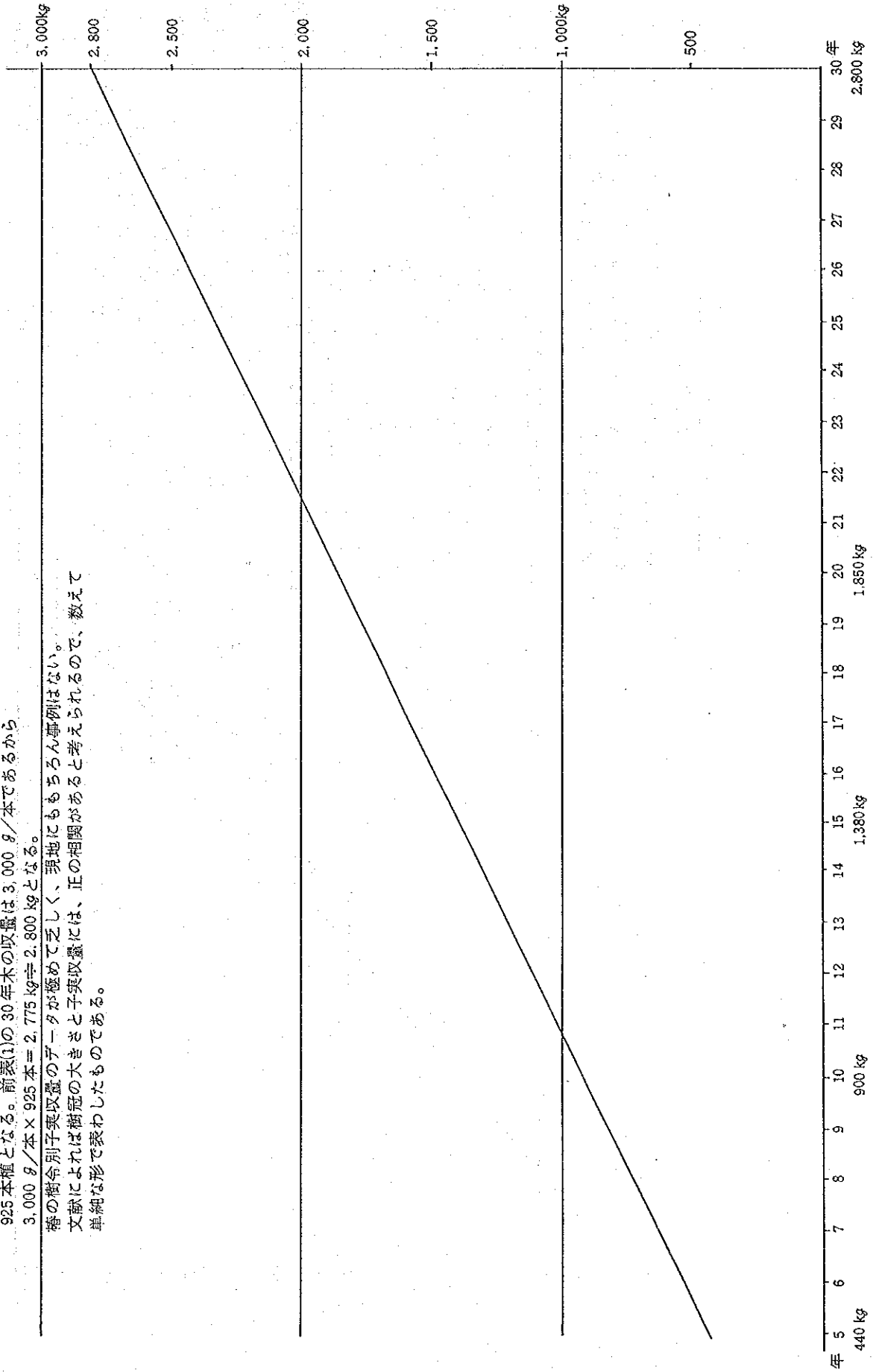


図-3 茶(生葉)の収量予測(ha当り)

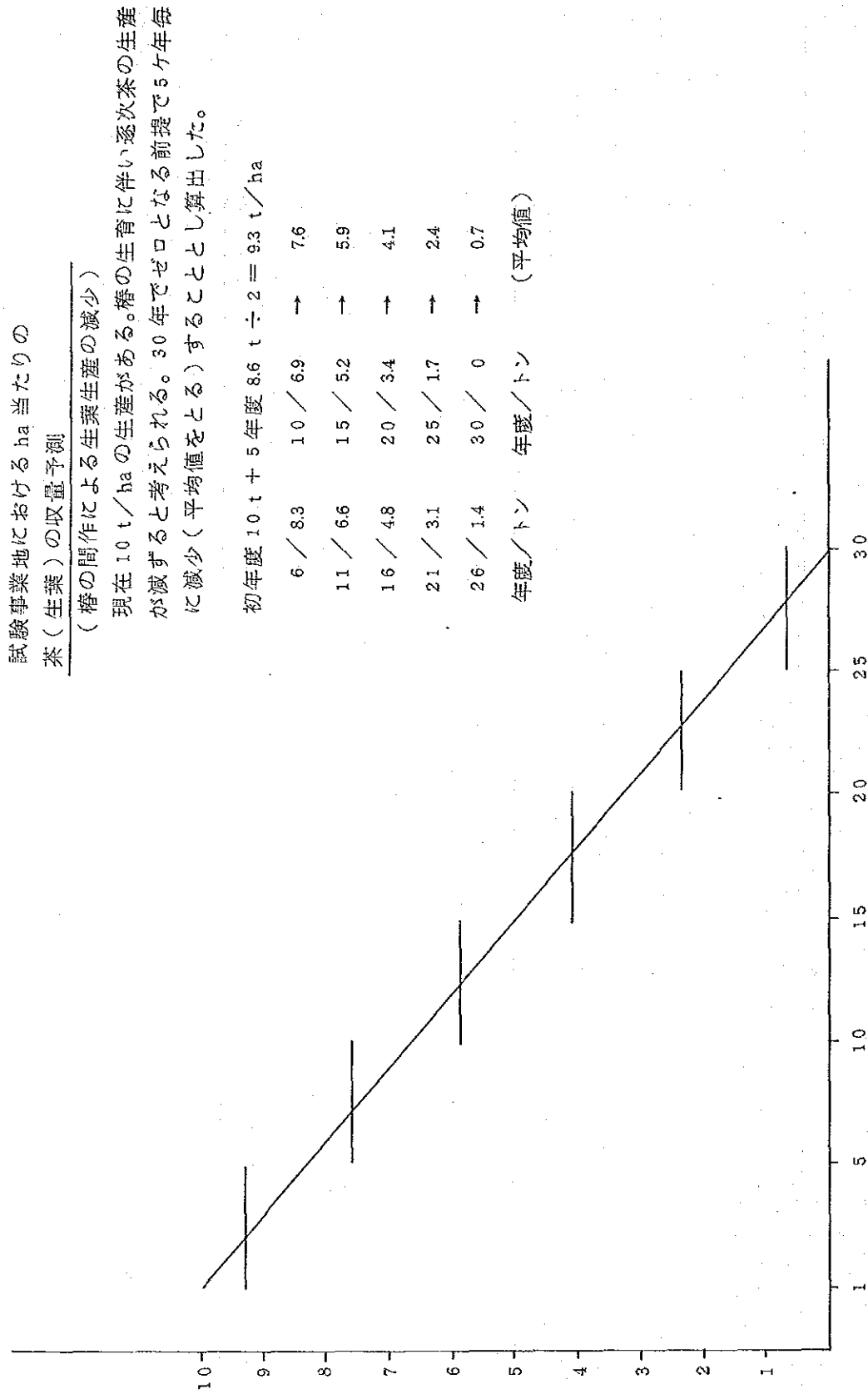


表-8. 生産量・販売収入予測

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
	榕樹令1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
(榕)																					
ha当種子生産量(KG)	0	0	0	0	0	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1650	1750	
栽培面積(ha)	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	
種子生産量(KG)	0	0	0	0	0	8,800	11,000	13,200	15,400	17,600	19,800	22,000	24,200	26,400	28,600	30,800	33,000	35,200	36,300	38,500	360,800
種子販売単価(Cz\$/KG)	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	
販売収入(Cz\$ 1,000)	0	0	0	0	0	8,096	10,120	12,144	14,168	16,192	18,216	20,240	22,264	24,288	26,312	28,336	30,360	32,384	33,396	35,420	331,936
(茶)																					
ha当生葉生産量(TON)	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	
栽培面積(ha)	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	
茶生産量(TON)	205	205	205	205	205	167	167	167	167	167	129	129	129	129	129	91	91	91	91	91	2,959
茶販売単価(Cz\$/KG)	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
販売収入(Cz\$ 1,000)	8,193	8,193	8,193	8,193	8,193	6,676	6,676	6,676	6,676	6,676	5,159	5,159	5,159	5,159	5,159	3,641	3,641	3,641	3,641	3,641	118,345
販売収入計(Cz\$ 1,000)	8,193	8,193	8,193	8,193	8,193	14,772	16,796	18,820	20,844	22,868	23,375	25,399	27,423	29,447	31,471	31,977	34,001	36,025	37,037	39,061	450,281
(1,000円)	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	5,613	6,382	7,152	7,921	8,690	8,882	9,651	10,421	11,190	11,959	12,151	12,921	13,690	14,074	14,843	171,107

KG: キログラム TON: トン

表-9 梱包資材費

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
生産量 (Kg)	0	0	0	0	0	8,800	11,000	13,200	15,400	17,600	19,800	22,000	24,200	26,400	28,600	30,800	33,000	35,200	36,300	38,500	360,800
梱包資材(60Kg麻袋) 必要量 (枚)	0	0	0	0	0	147	183	220	257	293	330	367	483	440	477	513	550	587	605	642	6,013
梱包資材費(1,000円)	0	0	0	0	0	14	17	21	24	28	31	35	38	42	45	49	52	56	57	61	571

Kg:キログラム





(9) 事業の管理

事業の運営・管理にかかる費用について検討した。

1) 運営管理と人件費

試験事業運営・管理の人的構成は以下に示す通りである。技術的には椿は全く初めての作物となるため、試作経験者である今村氏を除き現地に指導に当たれる人材は乏しい。しかし、椿は永年作物であり果樹や茶の栽培技術と共通するところは多く、調査団としてコチア産業組合幹部に要請したところ、同組合果樹技術課長久我氏の協力が得られることとなった。同組合としてタピライは茶の入植地として開発した経緯もあり、松前会長補佐、両森局長補佐より本事業に対し協力を惜しまぬ旨の発言があった。

また、事業管理上本邦法人からも年1回技術者の現地派遣を予定することとした。なお、花木としての椿技術者としては在アチバイアの山口節男氏、在スザノの石橋農園主の(石橋父子)等があげられる。

事業の運営・管理にかかる人件費・福利厚生費(年額)を表-10のように設定した。なお、栽培作業に必要な労力は非常勤労務者を充当し、その人件費は栽培費のなかに含まれている。(表-11に20年計画を示した)

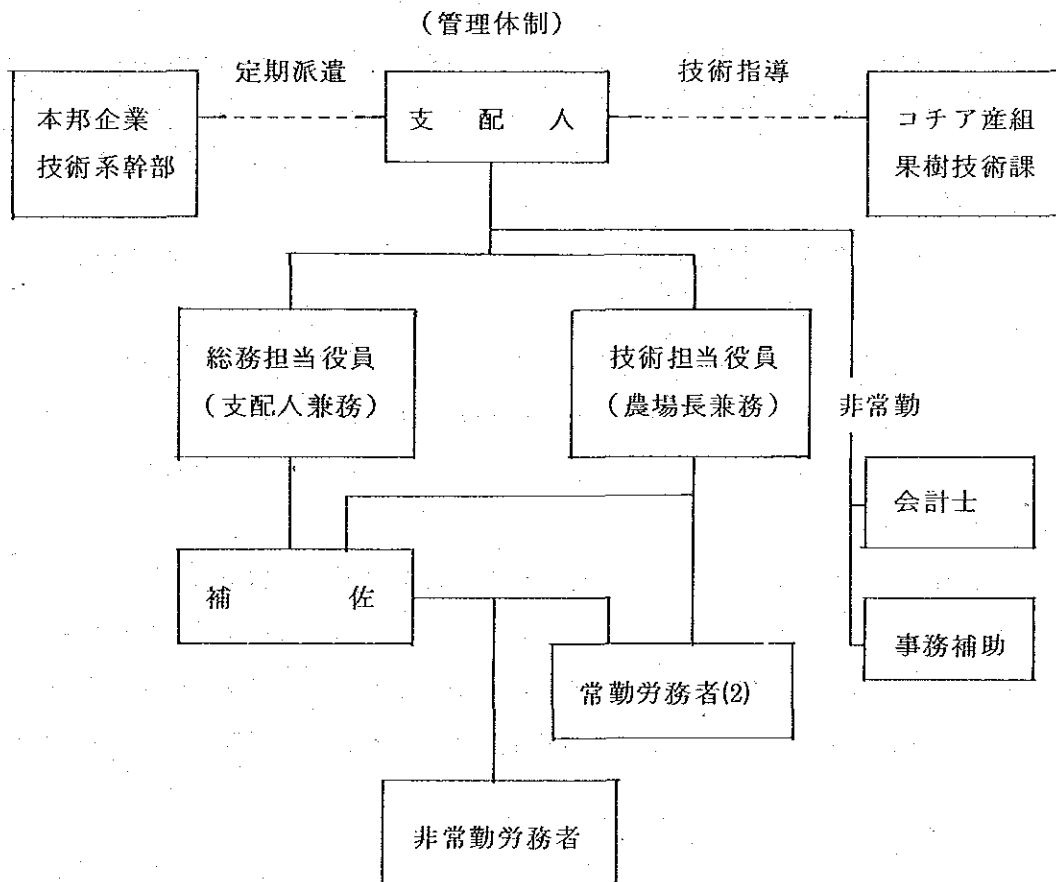


表-10 管理入件費

	給与月額 (Cz\$)	月/年	年俸 (1,000Cz\$)	年俸 (1,000Yen)
支配人(総務担当役員)	178,000	14	2,492	947
農場長(技術担当役員)	178,000	14	2,492	947
総務担当補佐	110,000	14	1,540	585
常勤労務A	36,000	14	504	192
常勤労務B	36,000	14	504	192
技術指導費			300	114
会計士謝金			300	114
事務補助			150	57
本邦企業技術系幹部(※)(2人月)				1,760
(計)				4,907
-----				
福利厚生費(含休暇手当等)(人件費の3%)				147
合計				5,054

※派遣期間は1～2年度は2人月、3～5年度は1人月、6年度以降は計上せず、  
上表は2年度の年額を示す。

## 2) 旅費

本邦法人が定期的に現地派遣する技術者の旅費として年間 1,480千円(1～2年度)、  
940千円(3～5年度)を計上する。

航空賃	$400,000 \times 1$ 往復	= 400,000
日当・宿泊料	$18,000 \times 60$ (30)人泊	= 1,080,000(540,000)
(計)		1,480,000(940,000)

## 3) 通信事務費

事業地となる今村農場には電話がないので、事業の円滑実施を図るためサンパウロ市内に連絡事務所を設置する必要がある。本目的だけのための事務所開設は経費的に妥当でないで、本計画では会計士のいる事務所の一部を借用し、財務・経理事務の拠点ともするとした。賃借料や日本との通信費、事務用品費などあわせて年間 360千円を計上する。

表-11 管理人件費

項目	給付月額 (Cz\$)	月/年	年俸 (1,000Cz\$)	年俸 (1,000円)	年度別所要額 (1,000円)																				合計			
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
					1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008				
人件費																												
支配人	178,000	14	2,492	947	710	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	18,702	
農場長	178,000	14	2,492	947	710	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	947	18,702
総務補佐	110,000	14	1,540	585	439	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	585	11,558	
常勤労務A	36,000	14	504	192	144	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	3,783	
常勤労務B	36,000	14	504	192	144	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	3,783	
技術指導費			300	114	86	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	2,252	
会計士			300	114	86	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	2,252	
事務補佐			150	57	43	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	1,126	
派遣技術者				1,760	1,760	1,760	880	880	880	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,160	
(計)			4,907		4,120	4,907	4,027	4,027	4,027	3,147	3,147	3,147	3,147	3,147	3,147	3,147	3,147	4,137	4,137	4,137	4,137	4,137	4,137	3,147		68,316		
福利厚生費					124	147	121	121	121	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94		2,049	
合計					4,244	5,054	4,148	4,148	4,148	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242		70,366		



4) 燃料オイル代

栽培費用には含まれないトラック、トラクター等の利用にかかる燃料オイル代（年間）を以下のように計上する。

項目	年間 稼働量	燃料 ℓ当り 稼働量	燃料 単価 Cz\$/ℓ	オイル 必要率 (額) (対燃料)	燃料 オイル代 (Cz\$1,000)	燃料 オイル代 (1,000円)
トラクター	1,000 時間	0.15hr/ℓ	162	1.3	1,404	534
トラック	15,000 km	8.0 km/ℓ	155	1.3	378	144
草刈機	500 時間	0.6 hr/ℓ	198	1.3	215	82
ポンプ	500 時間	0.5 hr/ℓ	162	1.3	211	80
合計					2,207	839

hr : 時間

5) 電気代

今村農場では、現在電気を利用している。月 Cz\$ 2,000 程度の電気消費であり、事業展開時においてポンプ稼働や事務仕事での新規需要と生活用消費の増大が見込まれるので電気料として月間 Cz\$ 5,000 (1,900円/月, 22,800円/年) を計上した。

6) 商品流通税

生産物（椿、茶）の販売に課せられるもので、販売額の 2.5% が徴収される。年度別税額を表-13 に示した。

7) 農村土地税

土地の利用度（低いと高率）と評価額により決められる。ここでは評価額（今村農場 2,530 千円, 新規購入農場 2,000 千円合せて 4,530 千円）の 3%, 年額 136 千円を計上した。

8) 保守管理費

農場建設、関連施設建設等の設備投資の対象となったものの維持管理に要する費用として、以下のように建設・購入費用の 3% を保守管理費として計上した。

関連施設	初期 投資額 (1,000円)	管理 必要率 (%)	年間保守管理費(1,000円)		
			初年度	2年度	3年度以降
育苗施設	186	3	3	3	0
その他	1,748	3	0	52	52
農機車両備品	5,877	3	0	176	176
合計			3	232	229

育苗施設は、利用する 1-2 年度にのみ計上する

表-12 設備投資総括

単位：1,000円	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
農場購入	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
関連施設建設	106	1,748	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,854
農機・車両・備品購入	0	5,877	0	0	35	0	560	35	5,005	0	35	800	0	35	0	5,005	594	0	0	35	18,013
合計	2,106	7,625	0	0	35	0	560	35	5,005	0	35	800	0	35	0	5,005	594	0	0	35	21,867

表-13 運営費総括

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計	
	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008		
栽培費	3,119	2,302	591	663	706	753	862	934	950	1,023	1,009	1,082	1,098	1,114	1,130	1,107	1,123	1,139	1,163	1,179	23,047	
梱包資材費	0	0	0	0	0	14	17	21	24	28	31	35	38	42	45	49	52	56	57	61	571	
管理人件費	4,244	5,054	4,148	4,148	4,148	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	70,366
旅費	1,480	1,480	940	940	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,780
通信事務費	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	7,200
燃料オイル代	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	839	8,386
電気代	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	456
商品流通税	78	78	78	78	78	140	160	179	198	217	222	241	261	280	299	304	323	342	352	371		4,278
農村土地税	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	2,720
保守管理費	3	232	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	4,353
土地購入付帯費	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300
合計	10,581	10,504	7,343	7,415	7,458	5,735	5,866	5,962	6,001	6,096	6,090	6,186	6,224	6,263	6,302	6,288	6,326	6,365	6,400	6,439		135,843





#### 4. 経営計画

日本の伝統的な頭髪油として親しまれてきた椿油は、戦後の新しいタイプの香粧品の台頭により需要は縮小ぎみであったが、近年に至り、新製品開発による新しい需要の拡大や、高級健康食品としての椿油の見直しなどにより、椿油の日本におけるニーズは隠然たるものがある。

日本の椿栽培は、モノカルチャ的な栽培はほとんど行われておらず、ほとんどが、雑木林内での粗放的栽培がほとんどである。かつては、まとまった規模の生産地が存在したものの、今日では、人件費の高騰などから椿の実を集荷する農家は減少しており、総生産量は、30~40トン程度に過ぎない。日本の椿油需要は約200トンとされ、多くを中国からの輸入に依存するのが現状である。

椿油の最大の生産国中国で産出される椿油の品種は、オレイン酸含有率が70%前後と日本産に比べ低く一定でない。また、椿油独特の香りが失われていることなどからその用途は工業用原料に限られる。

日本産の良質椿油は、その希少性から中国産の約2倍、輸入オリーブ油の約3~4倍と高価であり、将来の需要増が期待されるのは良質椿油であるが、椿の日本での生産振興は栽培の経済性から期待は出来ない。生産コストの低い海外に安定した供給ソースが得られれば、価格の低下にも繋がり、オリーブ油との競争力もつき、需要の拡大を喚起することとなる。

本事業は以上の背景から構想されており、椿油の最終需要家である事業実施者の立場にたてば、極めて明快な着想といえる。また、事業実施地域およびブラジルの地域・経済開発効果も期待され、事業実施の意義は大きい。といえども、事業の成否は、良質油分を含有する椿子実の安定多収が実現できるか否かにかかっており、試験栽培による技術開発が重要である。

椿をいわゆる油脂原料作物としてとらえた栽培試験成績は皆無の状況であり、従来から庭木、花木類として自ら鑑賞用に育成されてきた歴史がある。油脂原料としては、僅かに防風林、観光資源としての自生椿（一部栽植）の子実を採取し、植物油として利用されてきたものであり、子実の樹令別収量、永年作物としての管理（整枝、せん定等）など、鑑賞以外の目的による試験等は日本においても見当たらない。現地調査に先立ち収集した文献資料も僅少であった。

#### \*（収集文献）

「椿、山茶花の道林とくろもじ油生産に関する調査資料」

農商務省山林局 大正10年1月

「椿及び山茶花に関する調査」農林省山林局 昭和6年9月

「山茶及び茶梅と椿油」 大日本山林会 昭和7年9月

これら資料の子実に関する記述の共通点は、①日本では播種後7~8年で結果がみられる②30~50年で子実生産量が最盛となり、70年木でも収穫が得られる---という点で極めて息の長い作物である。現地今年農場には、1983年植、84年植の椿が試作されているが、調査時点5年木には15個前後の果実が実り、6年木には40個前後の着果があった。品種・系統は定

かでないが、全く着果していないものもあって、品種適応性試験の重要度を再認識した次第である。また一方、日本より2～3年早く着果（成長が早い）することも確認された。

#### (1) 経営計画基本方針

既述してきた経営計画に係わる諸事項を踏まえ、経営計画策定の基本方針を以下のように定めた。

##### 1) 試験事業

- ① 実施期間 1989年7月に実施準備に着手  
当初5年間の試験期間とする
- ② 事業用地 既存茶栽培農園（2カ所）を充当  
現地事業実施者の所有農園（現物出資）と新たに購入する農園
- ③ 事業規模 試験栽培面積は229 ha

##### 2) 試験事業終了後の展開

初収穫に至るまで長年月を要すること、成木までに30年という息の長い作物であることから、現時点で試験事業終了後の拡大事業等の構想を兼定することは困難であることから規模拡大による事業は、試験事業の進捗をみながら採算性が確認できたときに検討することとする。

##### 3) 経営補完作物の活用

椿の作物としての経済特性から、成木に達するまで適当な間作物収入を得ることも経営上の必須課題である。事業予定地は、現に茶の栽培が行われており、また、森林保護政策から新規開発は困難視されているので、椿栽培の試験事業は既存茶樹の間作として開始し徐々に椿主体の栽培へと切替えることとした。

##### 4) 事業実施体

事業実施体は、当初5年間の資金支出が数千万円という程度のものであることから、設立手続きの簡便で、かつ法人税等税務上も有利な有限会社方式の合併が適当と思われる。また、現地側出資予定者は所有農場を現物出資する考えであり、新たに購入する必要がある茶園は合併企業が購入することになるので、土地所有の制度的制約から合併の出資比率はブラジル側がマジョリティを占めることが肝要である。

本計画では、現地側出資予定者が所有農場のみを現物出資する形で資本金構成を検討してみた。1988年5月時点での現地側出資予定者が所有する農場の評価額（建物や永年作物などの上物も含む）は先述のように2,530千円であり、最少資本規模の合併会社は資本金4,960千円（ブラジル側51%＝2,530千円、日本側49%＝2,430千円）での設立となる。ここでは、資本金を5,000千円とし、本邦企業の出資金をその49%の2,450千円とした。

##### 5) 技術管理

椿の試作を経験している今村氏が農場長を務め、コチア産業組合の果樹技術課の技術支

援も得られることになっている。また、本邦企業も年1回技術者を派遣する計画である。

6) 生産物の販売

椿は子実の形で本邦企業に販売する。本邦企業は椿油の最終需要家であるが、小規模の搾油施設を伊豆大島に有するのみであり、搾油は業者に委ねることになる。また、茶は生葉のままこれまで通りの加工業者に販売することとした。

7) 資金需要と調達

当初5年間の資金需要は収支差額に対応する37,500千円となり、国際協力事業団の試験的事業資金の借入(転貸)により賄うものとした。年度毎の借入額を10万円の単位で整理した借入額は以下のとおり。本邦企業の借入金転貸に伴う費用等を考慮し、年利2%の条件で転貸した場合の現地事業実施者の借入・返済計画を表-14に示した。

資金需要

		1	2	3	4	5	合 計
		1989	1990	1991	1992	1993	
支出	設備投資	2,106	7,625	0	0	35	9,766
	運営費	10,581	10,504	7,343	7,415	7,458	43,301
	合計	12,687	18,129	7,343	7,415	7,492	53,066
収入	販売収入	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	15,567
収支差額		-9,574	-15,016	-4,230	-4,301	-4,379	-37,500
自己資金		1,000	1,000	0	1,000	1,000	4,000
JICA資金 (計)		9,500	15,000	4,200	4,300	4,300	37,300
	出資扱い	2,450	0	0	0	0	2,450
	転貸扱い	7,050	15,000	4,200	4,300	4,300	34,850

表-14 資金借入・返済計画(1,000円)

年度	借入金	残高	返済額	利子
1	7,050	7,050	0	141
2	15,000	22,050	0	441
3	4,200	26,250	0	525
4	4,300	30,550	0	611
5	4,300	34,850	0	697
6		32,527	2,323	697
7		30,203	2,323	651
8		27,880	2,323	604
9		25,557	2,323	558
10		23,233	2,323	511
11		20,910	2,323	465
12		18,587	2,323	418
13		16,263	2,323	372
14		13,940	2,323	325
15		11,617	2,323	279
16		9,293	2,323	232
17		6,970	2,323	186
18		4,647	2,323	139
19		2,323	2,323	93
20		0	2,323	46
計	34,850		34,850	7,991

(2) 経営試算

20年間の事業展開による経営計画の試算を行い、損益予測を表-15に、資金運用計画を表-16に示した。また、減価償却費は表-17のように算出した。

以下に試算結果を要約した。

(単位：1,000円)	当初5年間	20年間
販売収入		
椿	0	126,136
茶	15,567	44,971
合計	15,567	171,107
自己資金	4,000	19,000
JICA資金		
うち出資扱い	2,450	
うち転貸扱い	34,850	
合計	37,300	
設備投資	9,766	21,867
運営費	43,301	135,843
当期損益黒字転換年	9年度	
累計当期損益黒字転換年	19年度	
税引後損益黒字転換年	9年度	
税引後累計損益黒字転換年	20年度	

表-15 損益予測

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計	
	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008		
販売収入	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	5,613	6,382	7,152	7,921	8,690	8,882	9,651	10,421	11,190	11,959	12,151	12,921	13,690	14,074	14,843	171,107	
運営費	10,581	10,504	7,343	7,415	7,458	5,735	5,866	5,962	6,001	6,096	6,090	6,186	6,224	6,263	6,302	6,288	6,326	6,365	6,400	6,439	135,843	
減価償却費	21	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	973	18,508
経常損益	-7,489	-8,363	-5,203	-5,274	-5,317	-1,095	-457	217	947	1,621	1,819	2,493	3,223	3,954	4,684	4,891	5,621	6,352	6,701	7,431	16,756	
支払利子	141	441	525	611	697	697	651	604	558	511	465	418	372	325	279	232	186	139	93	46	7,991	
利子送金税	18	55	66	76	87	87	81	76	70	64	58	52	46	41	35	29	23	17	12	6	999	
当期損益	-7,647	-8,860	-5,794	-5,962	-6,101	-1,879	-1,189	-463	320	1,046	1,297	2,022	2,805	3,588	4,370	4,629	5,412	6,195	6,596	7,379	7,766	
累計損益	-7,647	-16,507	-22,300	-28,262	-34,364	-36,242	-37,431	-37,894	-37,574	-36,528	-35,232	-33,209	-30,404	-26,816	-22,446	-17,816	-12,404	-6,209	387	7,766		
法人税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	121	168	215	262	278	325	372	396	443	2,658	
税引後損益	-7,647	-8,860	-5,794	-5,962	-6,101	-1,879	-1,189	-463	320	1,046	1,219	1,901	2,637	3,373	4,108	4,352	5,087	5,823	6,200	6,936	5,108	
税引後累計	-7,647	-16,507	-22,300	-28,262	-34,364	-36,242	-37,431	-37,894	-37,574	-36,528	-35,310	-33,408	-30,772	-27,399	-23,291	-18,939	-13,852	-8,029	-1,828	5,108		

表-16 資金運用計画

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
(収入)																					
自己資金	1,000	1,000	0	1,000	1,000	3,000	3,000	2,000	6,000	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,000
JICA借入金(計)	9,500	15,000	4,200	4,300	4,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,300
出資金扱い	2,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,450
転貸金扱い	7,050	15,000	4,200	4,300	4,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,850
販売収入	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	5,613	6,382	7,152	7,921	8,690	8,882	9,651	10,421	11,190	11,959	12,151	12,921	13,690	14,074	14,843	171,107
前期より繰越	0	768	1,256	635	947	1,084	855	756	908	873	568	1,402	1,153	2,439	4,427	7,185	5,182	8,325	12,798	17,648	69,208
合 計	13,613	19,881	8,569	9,049	9,360	96,97	10,237	9,908	14,829	9,563	10,451	11,054	11,574	13,629	16,386	19,336	18,102	22,014	26,872	32,491	333,915
(支出)																					
設備投資	2,106	7,625	0	0	35	0	560	35	5,005	0	35	800	0	35	0	5,005	594	0	0	35	21,867
運営費	10,581	10,504	7,343	7,415	7,458	5,735	5,866	5,962	6,001	6,096	6,090	6,186	6,224	6,263	6,302	6,288	6,326	6,365	6,400	6,439	135,843
支払利子	141	441	525	611	697	697	651	604	558	511	465	418	372	325	279	232	186	139	93	46	7,991
利子送金税	18	55	66	76	87	87	81	76	70	64	58	52	46	41	35	29	23	17	12	6	999
借入金返済	0	0	0	0	0	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	2,323	34,850
法人税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	121	168	215	262	278	325	372	396	443	2,658
合 計	12,846	18,625	7,934	8,102	8,276	8,842	9,481	8,999	13,956	8,994	9,048	9,901	9,134	9,202	9,201	14,155	9,778	9,217	9,224	9,292	204,208
当期収支	768	1,256	635	947	1,084	855	756	908	873	568	1,402	1,153	2,439	4,427	7,185	5,182	8,325	12,798	17,648	23,199	92,407
(次期へ繰越)																					





表-17 減価償却費

(1,000円)	初 期 投 資 額	耐用 年数	年間償却費	
			初年度	2年度以降
関連施設				
管理施設	684	20	0	34
格納庫	912	20	0	46
育苗施設	106	5	21	21
給水施設	152	20	0	8
農機・車両				
トラクター	1,824	7	0	261
トレーラー	160	7	0	23
トラック	3,021	7	0	432
農場備品				
動力噴霧機	312	5	0	62
肩掛草刈機	243	5	0	49
一輪車	25	3	0	8
シャベル	5	3	0	2
レーキ	5	3	0	2
脚立	5	5	0	1
ポンプ	100	10	0	10
燃料タンク	103	10	0	10
机イス	38	20	0	2
寝具什器等	38	10	0	4
合 計			21	973



## IV 投資環境

### 1. 経済事情・経済政策

#### (1) 経済事情

ブラジルのGNP（国民総生産）は2,325億ドル（1987）である。国民一人当りのGNPは2,212ドル（1987）と、中所得国上位に位置する。1987年に年間365.9%の上昇を記録したインフレは、1988年1～9月の上昇率が396.93%とすでに1987年1～12月の上昇を上回り、前年を上回る激しさを見せている。また為替レートも激しい変動をしており、公定レート、平行レート共に毎日下落を続けている状況にある。

月間インフレ率とOTN, ドル, 円相場

月/年	インフレ率 %		"	ドル (売) C/\$		円/ドル 東京終値
	月間	累計		公定	平行	
87/01	16.82	16.82	—	16.63	26.10	153.80
02	13.94	33.10	106.40	17.79	32.50	153.15
03	14.40	52.27	181.61	22.14	31.20	145.65
04	20.96	84.19	207.97	25.43	33.50	139.65
05	23.21	126.94	251.56	34.00	38.00	144.15
06	26.06	186.08	310.53	43.38	54.00	146.58
07	3.05	194.80	366.49	46.02	57.80	149.25
08	6.35	213.55	377.67	48.36	59.00	142.35
09	5.68	231.36	401.69	51.28	65.00	146.35
10	9.18	261.77	424.51	55.90	69.00	138.55
11	12.84	308.22	463.48	63.07	77.30	132.45
12	14.14	365.96	522.94	71.71	93.50	123.40
88/01	16.51	16.51	596.94	83.40	98.00	127.18
02	17.96	37.43	695.50	98.50	125.00	128.63
03	16.01	59.43	820.42	114.55	151.00	125.43
04	19.28	90.18	951.77	137.44	183.00	124.82
05	17.78	123.99	1,135.27	161.25	227.00	124.65
06	19.53	167.74	1,337.12	194.63	273.00	132.20
07	24.04	232.10	1,598.26	241.73	357.00	132.53
08	20.66	300.71	1,982.48	292.49	473.00	134.97

Seleções Econômicas ( 9.88 )

OTN : 価値修正付国債

貿易収支は輸入額の減少もあって近年黒字が続いている。

ブラジル輸出入収支

百万ドル

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987*
輸出	20,132	23,293	20,175	21,899	27,005	25,639	22,393	26,213
輸入	22,955	22,091	19,395	15,429	13,916	13,153	12,866	15,061
収支	-2,823	1,202	780	6,470	13,089	12,486	9,527	11,152

\* : CACEX発表暫定値

出所：ブラジル中央銀行

輸出においては、コーヒー、大豆等の農産物が約30%（6,695百万ドル：1986年暫定）を占めている。

輸入においては、1984年まで石油及び同製品が全体の半分近くを占めていた。しかし、国産原油の増産、石油代替エネルギーの開発等によってそのシェアは年々減少してきており、1986年下半期以降は、外貨準備低下も手伝って厳しく制限されている。

対日貿易については、ブラジル側統計と日本側統計で差が生じているが、いずれにしても、近年はブラジル側の黒字が続いている。

対日輸出品目の中では、鉄鉱石を中心とする、鉱物原料が約3分の1を占め、重要な位置にある。また、日本はブラジル・コーヒーの最大の輸入国である。

日伯貿易の推移

単位：100万ドル

年		1983	1984	1985	1986	1987*
ブラジル側統計	輸出総額(FOB)	21,899	27,005	25,639	22,393	23,816
	対日	1,433	1,515	1,398	1,515	1,676
	シェア (%)	6.5	5.6	5.5	6.8	6.4
	輸入総額(FOB)	15,429	13,916	13,153	14,044	13,721
	対日	561	553	550	882	843
	シェア (%)	3.6	4.0	4.2	6.3	5.7
	対日貿易収支	+ 872	+ 962	+ 848	+ 633	+ 731
日本側統計	輸出総額(FOB)	146,927	170,114	175,638	209,151	229,221
	対伯	738	640	615	973	879
	シェア (%)	0.5	0.3	0.4	0.5	0.4
	輸入総額(CIF)	126,393	136,503	129,539	126,408	149,515
	対伯	1,669	1,991	1,840	1,875	2,032
	シェア (%)	1.3	1.5	1.4	1.5	1.4
	対伯貿易収支	- 931	- 1,351	- 1,225	- 902	- 1,153

(出所) 中銀, Boletim Mensal, 1985年8月, 1987年10/11月

CACEX, Balanca Comercial por Países, 1987年1-11月

外国貿易概況 1987年12月

対日主要輸出品目

単位：100万ドルCIF、%  
(日本側統計)

品目	1983	1984	1985	1986	1987	シェア%
食品	324	357	383	435	365	18.0
肉類	16	32	39	39	41	2.0
魚介類	19	18	21	19	25	1.2
エビ	19	18	21	17	24	1.2
オレンジジュース	6	5	32	17	15	0.8
コーヒー	192	228	233	287	210	10.4
コーヒー豆	168	201	203	235	149	7.4
原材料	846	918	937	830	878	43.2
鉱物	721	789	762	677	656	32.3
鉄鉱石	718	786	752	673	655	32.2
紙・パルプ	63	73	62	68	93	4.6
大豆	6	0	54	28	69	3.4
有機化学品	105	150	94	107	55	2.7
アルコール	30	48	22	47	5	0.2
機械設備	67	89	83	92	48	2.3
事務用機械	57	77	78	81	40	2.0
コンピューター	48	70	70	68	32	1.6
繊維・同製品	19	29	22	12	17	0.8
鉄鋼製品	260	382	224	258	265	13.1
アルミ	76	60	27	42	297	14.6
合計(その他含む)	1,669	1,991	1,840	1,875	2,032	100.0

(出所) JETRO

本事業の候補地であるサンパウロ州はGNP 1,006億ドル(1985)とブラジル経済において最も重要な州である。工業製品の約半分がここで生産され、農業面でも19世紀からコーヒーが生産され、現在ではコーヒー、とうもろこし、砂糖きび、オレンジとともに重要な農産物である。サンパウロ州に住む日系人は約83万人(全伯日系人の約70%)で、その主要経済活動は農業である。

(2) 経済政策

ブラジル政府はインフレの高まりに対応して1986年2月末、物価凍結、デノミ、固定為替制度などの新政策(クルザード・プラン)を実施に移した。しかしながら経済状況は思惑どおりには推移せず、1986年7月、11月及び1987年6月にはクルザード・プランを補完する政策を発表したものの、結果的にはクルザード・プランによるインフレ抑制には失敗した。

ブラジルにおいては現在、経済成長の確保とインフレの沈静化を狙いとし、実質平均6%の経済成長を目標とした新共和国第一次国家開発計画(1986~1990年)を実施している。この計画は具体的な開発プログラム等を明示しておらず、具体的な開発は国家開発計画にもとづく4か年目標計画(1986~1989年)により進められている。この計画では実質GDP年間伸び率の平均7%維持、新規雇用660万人創出、地域的経済格差是正を柱とし、農業分野においては、農牧業を合わせた年間成長率を平均5%とすることを目標としている。また開

究金融政策としてブラジル経済開発融資計画（1987～1991）が実施されている。この中長期計画は、1991年まで年間約7%の成長を目標としている。

#### 1) 資金調達

資金調達の手段は内国資金と外国資金に分けられる。内国資金調達の方法は株式・社債の発行による証券市場からの調達（直接金融）、金融機関からの調達（間接金融）である。株式市場からの資金調達は公企業、民族系企業によって行なわれているが、外資系企業で上場している例は少ない。

金融機関からの借入は政府系金融機関からのものと民間金融機関からのものに分かれる。民間金融機関の資金力は脆弱であり、企業は多数の金融機関と取引を結ばなければならない。低利が低く長期の資金を供給するのは政府系金融機関である。しかし、国立経済社会開発銀行のように外資系企業（外資が50%以上）へは融資をしない機関もある。さらに民族系企業の資金調達を容易にし、外資の取り入れを促進するために、金融機関は資金の25%を超えて公企業・外資系企業に貸出してはならない、という規則がある。

資金調達と運用方法（87年5月現在）

	項目	内 容	利 率
制 度 金 融	輸出金融 (中銀決議 950号)	輸出約束から、輸入を差引いた米\$建金額に対して、業種毎に決められた%をかけた金額につき、中銀が利子補給を行なう。借入期間は一年まで。金利後払。	利子補給 15%/年
	農業融資 (EGF)	農産物を担保に借入。時期は各農産物の収穫時。東北伯は南伯より低利。(右記は南伯の場合)	IPR + 10% 加工後は+15%
一 般 借 入	手形割引	手形とは売上手形で、売上債権の回収を見合いとする。一般市中銀行は約30%の歩積みが必要。金利先取り。	伯銀 17.5%/月 市中 14~17%/月
	単名手形	一般に売上手形を担保にしての借入が多い。(土地・機械の担保は一般的でない。)	LBC 24~30%/年
	輸出前貸	輸出為替を見合いにして船積前前貸(ACC)、および輸出手形を銀行が買取る船積後前貸(ACE)。	為替+USプライム
	外貨借入	4131号—直接外国より借入。 借入期間—5年据置き、7年以上。 63号—伯国内銀行が取入れた外貨の再貸出し。 借入期間—90日より。	LIBOR+SPREAD (3/8~1.25%/年) LIBOR+SPREAD +手数料 (1~5%/年)
運 用	オーバーナイト(OPEN)	一日毎の運用で、中銀債が根拠となっている。表面月30%の場合、実働20日として実質月20%。	当月のLBC 変動率に近い
	定期預金 (CDB RDB)	金利に前決めと、LBCをベースとする後決めがあり、期間は60日が大部分。	500~850%/年 LBC+15~20%/年
	レトラ・デ・カンピオ	月賦販売の証券を見合いに金融会社が発行するもの。期間60日以上。金利前決め。	500~850%/年
	価値修正付国債(OTN)	毎月額面が修正される。金利の受取は6ヶ月毎。	OTN+6%/年
	中央銀行債 (LBC)	従来のORTNにとって代わり、金利の中心となっている。期間一年で毎日額面が修正される。	4月/1987 2.067%
	ポウパンサ (小口預金)	庶民の預金で、預入最少限度なく、1カ月毎に平均残高に対し金利がつく。営利法人は3カ月毎の金利。個人では預金額により所得税控除の恩典がある。	INPC+6%/年

ブラジルには統一的な為替管理法規は存在せず、法律、大蔵省令、中央銀行の決定、通達などが個々の項目について規定している。中央銀行は為替管理業務認可権を持っており、日常の為替業務の監督は外国為替管理局＝D E C A Mが行なっている。ロイヤルティなどの対外送金及び対外借入は中央銀行へ登録しなければならない。

外国資金導入には中央銀行決議第 63 号ローンと、法律第 4131 号ローンの二つの方式がある。

① 4131 号ローン

法律第 4131 号に基づいて実施される制度で、投資目的及び形態によって次のような手続きを要する。

長期投資及び貸付けの形式でブラジルに導入されるすべての外国資本は、その導入後 30 日以内に中央銀行外資登録管理局に登録する義務がある。本制度により導入された外資には、外資預託制度が適用される。その解除は、導入後ただちに 25 % を解除し残り 75 % については、60、90、及び 120 日後に各 25 % ずつ解除される。なお外資借入に対しては高金利の外資借入は認めない方針をとっているといわれる。

② 63 号ローン

中央銀行決議第 63 号に基づいて実施される制度である。本制度はブラジルの商業銀行または民間投資銀行が、外国の金融機関から外資を導入し、国内の民間企業等に転貸する制度である。本制度により導入された外資も 4131 号ローンと同様に強制預託制度が適用される。

2) 輸出管理

輸出については外国貿易管理審議会＝C O N C E X や企画、大蔵大臣の方針を受けブラジル銀行貿易局＝C A C E X が実施、管理する。日本にみられるような基本法は存在せず、情勢に応じて発令される多数の法令、大統領令、省令、担当機関の決議、通達等によって規制される。なお、関税の減・免除の許可については C A C E X は権限がなく、主に輸出特別恩典委員会＝B E F I E X、関税政策審議会＝C P A 等が承認した事前許可証をチェックするにとどまっている。輸出は次のような手順によってなされる。

〈輸出手順〉

① C A C E X に輸出業者登録申請を行い認可番号の付与を受ける。

② 輸出ライセンス ( E / L ) の認可を受け、輸出申告書 ( E / D ) を作成し、通関許可を受ける。

輸出商品は制度上次のように分類される。

① 輸出禁止商品：野生の動物、椰子の芯、砂糖きび等

② 輸出承認状を必要とする商品：a. 事前の許可を必要としないもの、b. 兵器等 C A C E X 以外の機関の許可を必要とするもの、c. ココア、オレンジジュース等個



格について特別の規制があるもの、d. 大豆粕、木材等事前の許可を必要とするもの

③ 輸出承認状を必要としない商品：旅行者の手荷物、見本商品等

なお、農産物に対する輸出規制は植物及び花卉、野菜類、食用球根類、コーヒー、茶及び香料、穀類等について定められている。このうち油糧種子に関しては、種子としてはその輸出は農務省又はその他の機関に正式に登録された個人又は法人の生産者又は商人により、種子種苗の輸出を規制した1982年布告第93号にもとづいて行う事となっている。また落花生、大豆、ヒマについてはCACEXが定めた規制に従うこととされているが、椿の種子については特に定められた規制はないものと思われる。

法律上の規定は特にないが、外資系企業、内資系企業を問わず輸出を奨励している。外資系企業が工業開発審議会=C D I, B E F I E Xの恩典を受ける道は狭められており、輸出バランスも考慮した輸出貢献度の高さがひとつの決め手となる。

主な奨励制度は、①工業製品税(I P I)の免除、②商品流通税(I C M)の免除、③法人税の減免(課税所得より輸出所得分を控除)、④B E F I E X, C I E Xの輸出入特別恩典、⑤輸出金融=950号ローン(前年の輸出実績や当年の輸出約束に従って認められた輸出金融枠内でローンを受けた場合の金利補助)

3) 輸入管理

輸出同様、CONCEXの決定方針をCACEXが実施管理する。輸入は次のような手続きによってなされる。

〈輸入手続き〉

- ① CACEXに輸入業者の登録申請を行い、認可番号の付与を受ける。
- ② CACEXに輸入プログラム作成申請を行い、輸入枠の認可を受ける。
- ③ CACEXより輸入ライセンス(I/L)の発給を受ける。

輸入商品は制度上次のように分類される。

- ① 輸入許可を必要としないもの：旅行者の手荷物、見本商品等で一定金額以内のもの
- ② 輸入承認状に基づいて輸入されるもの：a. 連邦政府、州政府、市庁、公社が行う輸入、b. 国産類似品の検査を必要とする輸入、c. 180日を超える支払期限の条件のもとに行われる輸入、d. 無為替輸入、e. 見本市、展示会等での出品商品、f. CONCEXが定める条件下で使用される機械、設備、器具、工具等、g. 他の政府機関の事前の検査又は認可を必要とする輸入。
- ③ 輸入禁止又は停止：輸入禁止製品=農務省の規定に該当しない農薬などCACEXが特に定める商品、一時的に輸入許可発給が停止されている商品=CACEXにより通達される禁止品目(1987年1月現在約4700品目)である。機械、設備、工具、部品などの輸入についてはこれ以外のものであっても国産類似品が存在するものについては、国内工業の育成と外貨節約のため厳しく制限を受ける。農産物は絶対量が不

足する作物や国内供給の調整，特に価格の高騰を抑え供給の正常化を図るために行われる輸入以外は全面的に輸入承認状は発行されていない。農産物の中で輸入が認められている品目，すなわち輸入停止の例外となっている主な品目は，野菜及び果実の一部，穀類の一部のほか種子類及び油脂類の一部がある。

④ 特別の規制下にある輸入

なお輸入に伴う義務等は次のとおりである。

① 輸入代金延べ払い義務（決議 767 号）

機械，器具，装置等

10 万ドル超	30 万ドル以下	最低 3 年
30 万ドル超	100 万ドル以下	最低 5 年
100 万ドル超	500 万ドル以下	最低 7 年
500 万ドル超		最低 8 年
部品，付属品及び耐久消費材		最低 1 年
そのほかすべて		最低 180 日

なお，導入外資（直接投資や借入等）で支払う輸入やラテンアメリカ統合連合からの輸入などは，この義務を免れる。

② L / C 開設時に FOB に対し 100 % の金額を保証のために L / C 開設銀行に預託する。

植物の輸入については，一般の輸入手続きに加えて次のような植物防疫の手続きが必要である。

C A C E X から輸入ライセンスの発給を受け，これを添付して農務省支所に申請する。申請後認可がおきるまで約 30 日を要する。検疫手続きには費用を要しない。新規植物の導入においては原則として隔離栽培による検査を受ける必要があるが，書類審査のみで隔離栽培を省略することが可能である。

2. 農業事情・農業政策

(1) 農業事情

ブラジルにおいては全国土 851,197 千 ha の約 6 % に当たる 52,380 千 ha ( 1985 ) が農耕地である。農業総生産は 229 億ドル ( 1985 ) でありブラジルの G N P に占めるシェアは，10 % である。経済活動人口 ( 10 歳以上の年齢に達している者で就業もしくは求職中の者をいう。 ) に占める比率は 30 % 程度である。輸出に占める割合は約 30 % ( 農産物： 6,695 百万ドル / 全体： 22,393 百万ドル，1986 ) であり，依然ブラジル経済の基礎をなす重要な部門である。

部門別対国民総生産構成推移

	%		
	1973	1983	1987
農業	12.9	13.4	10.0
工業	37.8	34.6	38.0
サービス業	49.3	52.0	52.0

出所：IBGE Anuario Estatístico do Brajiru 1984

部門別経済活動人口構成推移

	%		
	1970	1980	1984
農業	44.3	29.3	29.8
工業	17.9	24.0	21.8
商業	7.6	9.3	10.7
運輸・通信	4.0	4.2	3.6
サービス他	26.2	32.3	30.3

出所：IBGE Anuario Estatístico do Brajiru 1984

ブラジル主要農産物生産量の推移

単位：万トン

	1970年	1975年	1980年	1985年	1986年	1987年	1988年
とうもろこし	1,422	1,634	2,037	2,202	2,051	2,603	2,509
米 (粳)	755	778	975	902	1,040	1,042	1,188
小麦	184	179	271	425	543	610	564
フェイジョン豆	221	228	197	255	222	202	315
大豆	151	990	1,515	1,828	1,333	1,681	1,819
落花生	93	44	48	34	22	20	17
ひま	35	35	45	42	26	11	19
さとうきび	7,975	9,153	14,629	24,590	24,928	27,043	27,296
コーヒー豆	151	255	213	375	201	383	276
葉タバコ	24	29	41	41	39	40	45
ココア	20	28	23	42	46	34	—
こしょう	1	3	6	4	5	5	3
棉花	195	175	164	284	220	167	230
サイザル麻	26	31	24	29	25	19	—
じゃがいも	158	166	195	199	183	234	220
トマト	76	105	153	193	184	204	221
玉ねぎ	28	35	69	64	64	66	79
オレンジ(万トン)	(253)	(515)	(886)	(1,157)	(1,086)	(1,195)	(1,184)

出所：IBGE 注：\* ( )内はトン換算(1個=163g)したもの。

重要な輸出作物であるコーヒー、大豆、砂糖、カカオについては、いずれも生産量世界1、2位を占める。一方近年台頭著しいのがオレンジで1983年の米国産の不作を機に世界一の生産輸出国となった。一方主作物は近年生産停滞のみである。ほかには、綿花、葉たばこが輸出にも貢献している。

ブラジル農業の特徴は①農業経営体のうち50%が10ha未満と経営規模が小さい、②生産性における地域格差の存在、③生産性の伸び悩み、④食料生産地が南部及び東南部諸州にかたよっていること、などである。

農家規模分布一階層別の農家戸数

	1960		1970		1980	
	戸数 (1,000戸)	比率 (%)	戸数 (1,000戸)	比率 (%)	戸数 (1,000戸)	比率 (%)
10 ha 未満	1,495	44.8	2,520	51.2	2,603	50.4
10 ~ 100ha 未満	1,491	44.7	1,934	39.3	2,016	39.0
100 ~ 1,000ha 未満	315	9.4	414	8.4	489	9.5
1,000 ~ 10,000ha 未満	31	0.9	35	0.7	46	0.9
10,000 ha 以上	1.5	0.1	1.4	0.03	2.4	0.05
類形不可能	4	0.1	18	0.4	11	0.2
計	3,338	100.0	4,924	100.0	5,168	100.0

出所：IBGE, Censo Agropecuário (1960, 1970, 1980)。

サンパウロ州においては、総面積24,790千haの約23%にあたる5,600千haが農耕地である。農業の総生産は45億ドルであり、州のGNPに占めるシェアは4%である。主な生産物の中では特に砂糖きびの生産量が多く、全国シェアも5割弱と大きな位置を占めている。その他ではオレンジの生産が目立っている。

サンパウロ州主要農産物生産量

綿実	643千 ton	落花生	193千 ton
米	500	じゃがいも	549
コーヒー	171	砂糖きび	126,210
たまねぎ	266	フェジョン	276
オレンジ	7,755	レモン	347
マンジョカ	644	とうもろこし	3,094
大豆	915	トマト	727
小麦	330	ブドウ	112

出所：サンパウロ農業経済研究所 86-87年推定値

開発候補地であるタピライ郡は、面積 812 km<sup>2</sup>、人口 10,000 人（推定）である。郡の人口の約 50 % は農村部に住み、茶、バナナや野菜の栽培に従事（雇用農民や分益農が多い）しており、1 戸当たりの家族構成は 4～5 人で、所得は最低賃金クラスが大半を占めるとと思われる。タピライではかつては木炭の生産が唯一の産業であったが、1961 年から日系入植者によって茶栽培が始められ、気候条件が茶栽培に好適であること、国際市場の好況もあって植え付け面積が約 400 ha（紅茶用アツサム茶：300 ha、緑茶用ヤブキタ種：100 ha）にまで増加し、この地域の主産業となった。しかし山地地形中心であることから機械化が出来ず、結果的に紅茶、緑茶共に増量材原料としての生産にとどまり、近年はコーヒー需要の拡大の影響による市況の低迷や収穫賃金の高騰などもあって茶栽培はサンミゲル等他の地域へ移動するなど、衰退の一途をたどり、収穫を止めて放置されている農場も散見される状況にある。

主要農産物の輸出では、品目別でみるとコーヒー、大豆、オレンジが現在の輸出収入に最も貢献している。大豆の輸出収入はコーヒーに次いで第二位を占めている。オレンジも大豆とならんで商品輸出におけるその重要性を高めつつある。この 3 品の他に、ココア、砂糖、たばこの輸出も増加している。この他にしょう油やパーム・オイル、パパス・オイル、落花生等多くの品目が輸出されているが、金額的にはまだ小さい。インスタントコーヒー、精糖など加工品を含めると、輸出に占める割合は約 30 %（1986）となる。対日輸出においてはコーヒー、大豆が多い。

#### 主要農産物の輸出

単位：百万ドル、万トン

		1970年	1975年	1980年	1984年	1985年	1986年	1987年
コーヒー豆	金額	939	855	2,486	2,564	2,369	2,006	1,959
	数量	96	78	78	103	103	48	99
インスタント コーヒー	金額	0	80	285	287	253	321	210
	数量	0	3	4	5	4	5	4
大豆	金額	27	685	394	454	763	243	570
	数量	29	333	155	156	349	120	302
大豆粕	金額	41	466	1,449	1,460	1,175	1,255	1,450
	数量	49	313	658	758	859	696	780
大豆油(精)	金額	0.1	1	10	94	271	70	132
	数量	0.3	0.1	1	13	43	18	41
大豆油(粗)	金額	0	152	411	557	331	72	172
	数量	0	26	73	80	52	22	57
粗糖	金額	127	770	625	326	166	138	134
	数量	113	124	139	154	105	87	91
精製糖	金額	0	126	346	213	168	190	160
	数量	0	22	61	121	119	120	109
ココア	金額	78	220	292	249	360	274	266
	数量	12	18	12	11	17	14	14
オレンジ・ ジュース	金額	15	82	339	1,414	749	682	831
	数量	3	18	40	90	48	81	75
葉タバコ	金額	0	141	138	450	296	356	290
	数量	0	10	8	16	10	15	10

出所：CACEX

農産物の対日輸出量（1987年）

単位：千トン，%

コーヒー豆	61.7 ( 6.3 )	大豆	300.8 ( 9.9 )
インスタント・コーヒー	3.7 ( 10.2 )	大豆粕	60.7 ( 0.8 )
ココア豆	2.6 ( 1.8 )	エビ(冷凍)	2.7 ( 22.9 )
ココア・バター	2.3 ( 5.5 )	馬肉(冷凍)	1.2 ( 38.9 )
オレンジ・ジュース	8.1 ( 1.1 )	プロイラー(冷凍)	21.7 ( 10.3 )

出所：CACEX 注：( )は総輸出量に占める対日輸出量の割合

一方農産物輸入においては、小麦が226万トン、248百万ドルとその大部分を占め、そのほかには米、大麦等がある。また、油糧作物としてはオリーブが3万トン、33百万ドル輸入されている。

ブラジルの農業用地の多くの部分は所有権が未確定であり、また、農地の所有も不均等である。農地基本法(1964)は大農への土地集中を改め、中小農の育成をすることを目標としていたが、現在でも農業用地は極度に少数の大規模農家に集中している。

## (2) 農業政策

現在は「新共和国第一次農地改革計画(1985)」によって従来より強力な農地改革、中小農育成政策が進められている。

政府は農業開発について、過去の農業政策が大豆等、輸出作物へ片寄っており、反面キャッサバ等の基本食料の生産が停滞していたため大規模農家への土地、所得及び権力集中が加速し、農村での失業者の増加と都市部での基本食糧の価格上昇をまねいた、新開発地におけるインフラ投資が非効率的であった、という認識を持っている。

1986年8月の農業目標計画(続クルザード修正計画)では国家開発計画の成否は基本食糧(米、とうもろこし、フェイジョン、マンジョカ等)の十分な増産ができるか否かにかかっており、社会政策上、極貧層の食糧面への配慮から食糧の増産が必要となっているとしている。一方では経済の対外均衡を保つために、農業の輸出部門(大豆、オレンジ、綿、カカオ等)の増産を必要としている。農業を国の一般的な成長と調和のとれたものにするために、政府は価格を安定させ、食糧の大幅増を得るために、農業融資政策、最低価格政策、調整備蓄政策などが必要であるとしている。

### 1) 農業金融制度

農業投資の支援に融資するブラジル銀行の資金の補完をなすものとして国家開発基金=FND資金がある。この投資はサイロ、倉庫、灌漑、機械、装備、施設、農村電化等に対して行われている。また、国立経済社会開発銀行=BNDÉSの部門当たりの融資は工業43%、インフラ20%、エネルギー11%、農業11%(1987年)である。

主な農業金融制度としては次のようなものがある。

全国農業金融制度＝SNCRは、国家通貨審議会＝CMNを最高機関とし、国内生産開発と金融政策を遂行する制度として統合されたものである。SNCRの骨子は、中央銀行を通じて農牧生産、農産物加工、農産物流通に対しての優遇融資を行なうこと、民間銀行に対しての農業融資の義務付けである。融資の実施機関は基幹的なものとしてブラジル中央銀行、ブラジル銀行等、協定的なものとしては、州立銀行、私立銀行等である。

現行の農業融資制度は慣例融資、特定融資、及び特別融資に大別される。

慣例融資は、経費融資、設備投資融資、及び販売経費融資の3部門からなっている。

#### ① 経費融資

##### ・営農資金融資

営農通常支出向け融資で地域別に算出される作物別の生産融資基準額＝VBCに即して行なわれる。融資限度額は連邦政府設定の最低価格（または市場価格）を基礎として生産予想額の60%。期間は2年を限度とし、収穫期に応じて返済時期を設定する。近年では農家間の所得格差の是正を目的に大農への融資率を低く、小農へは高く決められている。

##### ・畜産経費融資

全ての畜産（養蜂、養魚、養蚕を含む）に要する通常経費。期限は1年を限度とする。

##### ・精選または加工経費融資

農畜産物の精選または加工に要する通常経費。精選または加工原料の50%以上は自家生産（組合の場合は、組合員の生産が50%以上）であることを要する。期限は最大2年。

#### ② 設備投資融資

固定資産融資（貯水施設、農業機械（減価償却期間5年間以上）、作業機械等）及び半固定資産融資（車輛、船舶、飛行機等）がある。

#### ③ 販売経費融資

収穫の直後に必要とする経費（貯蔵、荷造り、保険、運賃等）が対象であり、生産物を投機的に貯蔵する場合は対象としない。

特定融資は種苗改良生産者に対する融資で、種苗改良生産者は、自らの圃場で、母種の増殖をし、種苗を生産するもの、及び農業組合が組合員から買い上げた種苗を精選する場合と規定されている。

特別融資は農業組合が組合員に供与する融資を規制したものであり、一般農業融資の枠と異なるものである。対象は、農業組合が組合員に対して実施する前渡し金。農業組合が購入した後日組合員へ配布する種苗、農機具、車両、動物、その他農業生産に常時使用する資材等に対する融資である。

他方、民間銀行における、農業融資の義務付けとはそれぞれの銀行がその融資総額の一定割合を農業融資に向ける義務がある。

金融機関が受け取る現金預金額の60%（大銀行）、40%（中銀行）、20%（小銀行）をまわすように義務付けられている。民間銀行は、その割合分を自らSNCRの優遇融資と同じ条件で農業に融資するか、あるいは同割当額を中央銀行に預託することによりその義務を果たす。

## 2) 農産物流通システム

生産流通公社＝CFPが運用する最低価格保障制度に含まれる作物、砂糖、アルコール院＝IAAの管轄下にある砂糖及びアルコール部門、ブラジル・コーヒー院＝IBCが管轄下するコーヒー、ココア栽培復興委員会＝CEPLACの管轄下にあるココア、ブラジル銀行が管轄する小麦及びオレンジジュース等については、政府の介入により流通段階に全面的、あるいはある程度のコントロールを受ける、野菜類、果実類、花卉等主に近郊農業における生産物については、政府が介入せずに自由市場の需給動向に委ねられる。

流通段階における政府の介入の端的な例は、生産融資公社＝CFPの実施する最低価格保障制度であり、主要作物について流通段階における価格の最低線を政府が保障する生産者の所得保障及び生産振興を目的とした制度である。現在この最低価格保障価格は毎月改訂、公表されている。

### 主要農産物の最低価格保障価格

		(Cz\$:クルザード)	
米(水田米)	50 kg	3,566.50	Cz\$
米(陸稲米)	60 kg	3,292.20	"
とうもろこし	60 kg	2,566.20	"
落花生	25 kg	1,666.50	"
綿花	15 kg	1,943.70	"
ひま(子実)	60 kg	4,958.40	"
大豆	60 kg	2,974.80	
馬鈴薯(種子用)	30 kg	4,124.40	
ラミー	1 kg	158.67	
ソルゴ	60 kg	1,796.40	
小麦	1 kg	18.74	
ジュート	1 kg	146.77	

出所：CFP 1988年10月現在

政府の最低価格設定農産物の1988年10月1日公表価格、政府が公表した'88/'89年産農産物の10月の最低価格は次の通りである。(主な農産物についてのみ記す。)

棉花	15 kg当り	1,943.70 Cz\$	
落花生	25 "	1,666.50 "	
水稻米	50 "	3,566.50 "	
陸米	60 "	3,292.20 "	
馬鈴薯	30 "	4,124.40 "	(但し種子用)



ヒマ	60 kg当り	4,958.40 Cz\$	(子実)
とうもろこし	60 "	2,566.20 "	
ラミー	1 "	158.67 "	
大豆	60 "	2,974.80 "	
ソルゴ	60 "	1,796.40 "	
小麦	1 "	18.74 "	
ジュート	1 "	146.77 "	

なお、本価格については毎月改訂、公表される。為念。

### 3. 基盤整備事情

ブラジル国内の交通網の中で最大の役割を果たしているのは道路網である。1960年代以降の積極的な投資の結果、現在は国内輸送体系の根幹となる幹線道路網が形成され、その結果道路輸送は急速に増加している。本事業に関係する道路は、タピライから農場までの約18 kmの間が未舗装であり、低速走行を強いられるが、タピライーサンパウロ間(州道250号, 79号)は完全舗装であり高速走行が可能である。

ブラジルの主要港湾38港の取扱貨物量の約80%はサントス港等10港に集中している。本事業における生産物の輸出に利用する場合は、サントス港を利用することとなる。1970年から進められている輸出回廊計画では、農産物等の生産、貯蔵から積出し港までの輸送網の整備、積出し港の整備拡大などを実施してきており、サントス港ではこれがすでに完了している。

航空輸送は特に国内定期輸送の増加がめざましい。本事業における生産物の輸出に利用する場合は、サンパウロのGURULHOS空港を利用することとなる。日本ーブラジル間には直行便が運航されている。

鉄道は過去には農産物輸出において収穫地から船積み地までの輸送手段として使われたが、現在は道路に比べ輸送に長時間を要することから利用度が減少している。

### 4. 外資政策

外国からの投資は1970年代は毎年25%前後の高い伸び(残高ベース)をみせたが、1981年以降は対外債務返済危機に直面して経済引締め策に転換したこともあり、1980~1982年の外国投資伸び率(残高ベース)は年率10~11%台へと低下、1983年には5%、1984年には2%まで落ちているが、1985、1986年には再び伸び率が上昇してきている。

外国直接投資・再投資残高の推移（年末）

単位：百万ドル，%

年	金額	前年比伸び率
1980	17,480	9.5
1981	19,247	10.1
1982	21,176	10.0
1983	22,302	5.3
1984	22,843	2.4
1985	25,665	12.3
1986	*27,900	*8.7

出所：ブラジル中央銀行 \*：暫定値

国別の投資残高をみると、米国が約 80 億ドルで最大の投資国、2位は西独、3位は日本となっている。

主要国別投資残高（1986年12月末）

単位：100万ドル

	米国	西独	日本	スイス	英国	その他	合計
合計	8,003	4,386	2,604	2,344	1,493	9,068	27,898
直接投資	5,365	2,948	2,191	1,240	791	6,647	19,182
再投資	2,638	1,438	413	1,104	702	2,421	8,716
構成比 (%)	28.7	15.7	9.3	8.4	5.4	32.5	100.0

（出所）中銀，Boletim Mensal，1987年10/11月別冊

日本からの直接投資動向は日本側の統計（届出ベース）によると、1970年代のブラジルブーム時に急増し、同年代中の投資総額は26億ドル強と、日本全体の第3位、8%のシェアを占め、中南米地域の中では第1位、46.8%に達した。

1980年代に入り、ブラジル経済が石油ショックや債務危機で低迷するにつれ、日本からの投資も伸び悩んでいる。我が国からの投資残高は1986年末で約26億ドルで、米国、西独に次いで3位を占める。1986年6月末の日本からの業種別受け入れ残高をみると、製造業投資が7割以上のシェアを占めるが、そのなかの主要分野は、電気、通信、鉄鋼、金属等である。

世界と日本の業種別対伯投資残高（1986年6月末）

単位：100万ドル

業 種	世 界				う ら 日 本			
	直接投資	再投資	合 計	構 成 %	直接投資	再投資	合 計	構 成 %
農 業	125.6	44.4	170.0	0.6	14.8	1.3	16.1	0.6
牧 畜	81.0	0.5	81.5	0.3	27.4	0	27.4	1.1
漁 業	1.7	0	1.7	0	1.6	—	1.6	0.1
鉱 業	646.4	107.3	753.7	2.7	65.6	10.6	76.2	2.9
製 造 業	14,081.6	6,958.7	21,040.3	75.4	1,611.5	322.2	1,933.7	74.3
製 鉄	511.4	36.0	547.4	2.0	283.2	4.0	287.2	11.0
金 属	1,110.8	515.5	1,626.3	5.8	205.5	14.4	219.9	8.4
機 械	1,858.9	620.8	2,479.7	8.9	185.1	11.8	196.9	7.6
電気・通信機器	1,401.1	707.0	2,108.1	7.6	208.9	98.1	307.0	11.8
自動車・部品	2,757.5	1,160.2	3,917.7	14.0	167.2	20.2	187.4	7.2
化学・石油製品	2,437.6	1,197.3	3,634.9	13.0	60.5	9.8	70.3	2.7
製 薬	887.0	315.3	1,202.3	4.3	2.8	0.4	3.2	0.1
織 維	248.6	202.2	450.8	1.6	123.4	60.0	183.4	7.0
食品・タバコ	624.1	840.4	1,464.5	5.3	40.1	17.7	57.8	2.2
その他製造業	2,244.5	1,364.0	3,608.5	12.9	334.8	85.9	420.7	16.2
サ ー ビ ス 業	3,849.8	1,481.4	5,331.2	19.1	370.4	74.0	444.4	17.1
運 輸	30.5	2.4	32.9	0.1	0.1	—	0.1	—
商業・投資銀行	667.5	362.5	1,030.0	3.7	122.7	53.3	175.9	6.8
コンサルタント 投資管理	1,869.8	778.7	2,648.5	9.5	77.0	1.7	78.7	3.0
その他サービス業	1,282.0	337.8	1,619.9	5.8	170.7	19.0	189.7	7.3
そ の 他	395.5	123.7	519.2	1.9	99.7	4.9	104.6	4.0
合 計	19,181.7	8,716.0	27,897.7	100.0	2,191.0	413.3	2,604.0	100.0

（出所）中銀，Boletim Mensal，1987年10/11月別冊

ブラジルは外資導入に関する基本法としては対外利潤送金規制法により外資の無差別待遇，ブラジル中央銀行の登録義務，対外送金のコントロール等について定めており，このほか外資関連法としては，外国資金調達について規制する株式会社法などがある。

ブラジルはこうした法的枠組みのもとで1950年代から積極的に外資を導入してきたが，その後民族資本を優先する方針の強化，緩和がくりかえされている。1988年10月の新憲法では内資と外資企業の区別を明確にし，内資を優先することを，これまでの行政指導的やり方から，明確な形にした。憲法は内国資本ブラジル企業の定義として，実質的コントロールが直接，間接に国内に住所を有するブラジル人または公共団体にありこれらの者が，議決権株を有し，決定権を有している企業と明示し，公的機関の物やサービス買い付けには，内国企業を優先することを決めている。さらに地下資源，水力資源などの探査開発などは国の独占をうたっている。しかしながら最近の新聞報道（1988年9月7日日経）をみるとブエノ駐日大使の「石油開発やエネルギーなど一部の分野を除けば外資は常に歓迎である」やブラジル経済界要人の「海外からの投資は増加する労働人口を吸収するために必要である。日本企業の進出はまだ不十分である」といった発言がみられ，特定の分野を除けば外資導入を歓迎する空気はなお強いようである。

特定産業について奨励業種として認定するといった規定はないが最近の傾向として，工業製品の輸出振興に重点を置いた政策をとっていることから，輸出産業及びプロジェクトへの投資

が歓迎されている。また、地域開発プロジェクト、雇用創出産業、農畜産開発、国内テクノロジー発展に寄与する投資は受け入れられやすい。

外国資本のみを対象とした特典は無い。低開発地域（東北地域、アマゾン地域）に進出する企業に対して、法人所得税、工業製品税＝I P I、商品流通税＝I C Mなどの減免措置がある。なお開発途上の農林業、観光業についても特別恩典措置がある。

#### 1) 規制業種

禁止業種：新聞、放送

規制業種：公益事業部門（電力、電信電話等）、基幹産業部門（石油、製鉄、原子力等）、銀行、デジタル情報機器関連部門

#### 2) 出資比率

外資の出資比率を規制する法律上の規定は無く、日本側 100 %でも可能であるが、内国企業のマジョリティーによる合併が奨励されている。特にこのような合併企業には、国立社会経済開発銀行等政府金融機関から長期低利融資の利用面での優遇措置がある。外資マジョリティーの企業は輸出企業、地域開発に寄与する企業を除きこうした優遇の利用が困難となっており、また外国の親会社へのロイヤルティー送金も禁じられている。

漁業、航空業、海運業、金融業等についてはそれぞれ行政指導がなされている。

製鉄、電力、石油などの基礎産業については、外国資本の参加をマイノリティーにとどめ、外国人が所有者または、代表者になることが禁止されている。

#### 3) 現地資金調達

商業銀行の貸出枠は民族系企業を優遇する目的から、外資系企業、政府系企業向け融資枠は 30 %に制限されている。

外資企業が工業機械設備購入融資資金を利用することは事実上困難。

トレーディング・カンパニー向けの国内市場での輸出産品買い付け融資、国立経済社会開発銀行、州開発銀行の融資などの制度金融は原則として外資系企業には適用されない。

#### 4) 送金、再投資

利潤（配当）の対外送金については原則として自由（ただし、ブラジル国内への再投資が指導されている）であるが、対外利潤送金規制法により国際収支に重大な支障が予想される場合、対外利潤送金は年間 10 %まで制限されることがあり、この場合、超過分は翌年度に持ち越すことが可能である。

利潤と配当の送金には、外資登録証、決算書、配当決議議事録、利潤配当計算書、源泉所得税納付証明及び為替契約書を銀行に提出する必要がある。

投資元本の償還は自由であるが、国際収支の困難の折は禁じられることがある。

貸し付け元本の償還及び利息の送金は、F I R C Eへ登録済の貸し付け契約に基づくものであるかぎり認められる。ただし登録された利子率を上回る率での利息の支払は、元本の償

還とみなされる。

ローヤルティー、技術援助料等の送金は、INPIの許可を取得済でINPI及びFIRCEへの登録済の技術提供契約に基づくものである限り認められる。なお、外資マジョリティーの企業では、親会社への本送金は認められない。

再投資については、利益もしくは積立金による増資につき法人税を免除している。

## 5. 税 制

### (1) 一般税制

税は大別して連邦税、州税、市税の3種にわかれる。

#### 1) 所得税

個人所得はブラジルに住所又は居所を有し、法律が定めた最低所得（課税最低限度）を超える年間純所得を得た個人に対して累進的に課せられる。課税所得から家族手当、公開会社の株式投資の30%などが控除できる。法人所得税は基本税率35%である。当該企業の利益発生まで課税されない。利益発生年度につき利益金額の6%を課税する。利益発生以前3年間連続赤字であれば利益発生初年は申請した上で免除となる。

#### 2) 商品流通税

生産物に係る税率は出荷価格に対し2.5%。一種の付加価値税。原則としてすべての商製品の移動に際し課せられる。農産物及び輸出品は免税となる場合がある。

#### 3) 工業製品税

間接税である。原則として国内工業製品及び輸入品の全てに課せられるが、輸入品については産業開発に必要な機械等に対しては免除される。また輸出工業品に対しては課税されない。

課税発生は国内工業製品については工場から搬出されたとき、輸入については通関時（課税価格はCIF価格＋関税）。

#### 4) 配当課税

非居住者に対する税率は源泉で25%である。ただし3年間の平均配当率が登録資本の12%を超える場合はつぎのとおり追加課税される。

送金率	税率
12%超 15%まで	40%
15%超 25%まで	50%
25%超	60%

#### 5) 輸入税

関税は最高を105%までとして、国家開発に必要な原材料類は比較的安く、ブラジル国産品で代替できる工業製品は高くしている。課税基準は通常CIF価格であるが、場合に

よっては実際の輸入価格とかかわりなく CONCEX が課税対象額を設定することがある。課税減免制度としては次の二つがある。

- ① 輸出特別税制恩典委員会：アマゾン開発庁などの開発機関が国内産業振興及び輸出促進、地域開発等の見地から認めたプロジェクトの場合、類似国産品の無い機械設備の輸入にたいしては関税が減免されている。
- ② ドローバック：輸入原材料に一定比率以上の付加価値を加え輸出する場合、CACEX の認可により原材料等の関税が免除される。原材料・半製品、部品、包装材料の輸入にのみ適用され、機械設備は対象とならない。同制度の適用を受ければ関税のほかに工業製品税等も免除になり、また当該輸入枠の別枠扱いになる。

#### 6) 付加税

輸入税のほかに、輸入品に対して①港湾改良税、②商船隊改良税、が課される。ただしいずれも航空輸送、陸上輸送されたものには適用されない。

#### 日伯租税条約

- 7) 日伯間の二重課税防止のための租税条約により現在の主要源泉徴収税率は以下のとおりとなっている。配当 12.5 %， 利子 12.5 %， ロイヤルティ 12.5 %。

#### (2) 農業関連税制

ブラジルの農地税は I T R (農業財産税) と呼ばれ連邦政府により徴収される。I T R は連邦政府の税徴収総額の 0.02 % 足らずで、税徴収というよりも土地利用の合理化、効率化を進める政策手段としての役割の方が強い。

1965 年の土地基本法により、政府が直接的に税を徴収しその約 80% を州政府に下付することになっている。農地税徴収の実施官庁である。

I N C R A は土地の所有者・占有者の申告に基づいて税務台帳を作成する。農地税の特徴としては、課税額が地区別、利用形態別によって異なるだけでなく、所有・占有地の規模及びその利用の効率性によって様々な減免が配慮されていることである。

#### 6. 会社設立関係制度

ブラジルでの商業会社組織としては、①合名会社、②株式会社、③有限責任会社、④合資会社、⑤株式合資会社、⑥労使協同会社、⑦外国会社の支社がある。外資がブラジルで事業活動を行うための組織としては有限責任会社と支社の形態をとることが多い。

株式会社の株主の責任は出資した資本金額に限定され、会社の資本金は等価の株式に分割される。有限責任会社の社員は資本金が全額払い込まれたあとは責任は払い込んだ資本金額に限定され、また会社の財政状態を公表する義務は無い。ブラジルの外資系企業は、実態としては、株式の公開を必要としない有限責任会社が多いが、政府は株式会社組織を希望しており、株式の公開による企業の内資化を期待している。資本公開企業には、所得税や配当にかかる税の軽

減，投資金額の一部免税をあたえている。

## 7. 労働

### 1) 労働時間

一般労働者の労働時間は一日8時間，週44時間を超えてはならぬとされている。

### 2) 休暇

年次有給休暇は1年以上勤務した者に対し30日間与えられ，1回の休暇は10日以上連続し，かつ2分割以内で取得させる義務がある。ただしこのうち10日間は買い上げが可能。病気休暇中の手当は15日までは雇用者，15日以上は社会保障院から支払われる。

### 3) 賃金

労働者の賃金は最低賃金制度によりその下限が決められており，過去の物価上昇率などがその算定の基礎になっている。1988年9月1日現在の最低賃金は18,879クルザードである。総合労働法に従う全ての労働者でも賃金は，激しいインフレのため，国家地理統計院の発表する半年間の全国消費者物価指数を基礎に価値修正率（OTN）により毎月給与調整が行われることとなっている。

### 4) 給与体系

労働者の給与体系は最低賃金を基礎とした賃金のほか次のような諸手当から構成される。

- ① 13カ月目給与：12月度給料の1カ月相当分を支給することを義務付けている。
- ② 家族手当：14歳未満の子供1人につき最低賃金の5%が支給される。企業は社会保障院から支給分の還付を受ける。
- ③ 時間外手当：時間外労働には50%増以上の賃金が支給されることになった。

企業は賃金の8%相当の社会保障料を社会保険庁に支払う義務がある。

### 5) 賃金水準

賃金決定において学歴の役割が大きく，未熟練労働者から高度な技術を持つ労働者までブラジルの賃金格差はきわめて大きい。一般労働者の場合，金属，機械などの工具は最低賃金の3～4倍であり，女子労働者が多い紡績工，織工，電子機器組立工では最低賃金の2～3倍である。

最低賃金給与額までの所得層が無収入を含め10歳以上人口の60%以上を占めている。

### 6) 雇用比率

ブラジル総合労働法は，全ての個人，団体，及び企業で，3人以上の従業員を雇用する場合，ブラジル人の割合が3分の2以上であることを義務付けている。適用範囲は次のようになっている。①高工業事務所一般，漁業，銀行，教育施設等を含み，事務所を単位として，同一企業の本店，支店毎にこの原則を維持しなければならない。②給与支払総額についても，外国人に支払われる給与は総給与額の3分の1を超えてはならない。③対象となるブラジル

人とは、生来のブラジル人のほか、ブラジルに10年以上居住し、かつブラジル人の配偶者または子をもつ外国人を含む。

外国人のブラジル国内での就労は新外国人法で厳しい規制を受ける。同法の実施機関である国家移住審査会は外国人が国内で特定の職種につくことを制限している。一時滞在査証の外国人は、個人会社を設立したり企業の経営担当者、支払人又は役員としての職務を行うことができない。また、外国人が国内で就労する場合、通常在外ブラジル大使館での査証の取得、法務省身分証明局への登録義務、外国人身分証明書の取得、労働監督機関からの労働手帳の取得等の手続きが必要である。

## 8. 環境政策

環境政策の担当機関は従来、教育・文化省であったが、社会・福祉省の担当に変わるようになった。これにともなう政策変更の有無は現在のところ不明である。

近年公害に対する認識が高まり公害対策として、環境保護法が制定(1988)された。この内容は主に環境の質的保存、改良回復をはかることを目的とした環境保護の国家制度を制定するものであり、国家環境機構を構成する主な機関として、国家環境審議会、環境特別庁をもうけることである。

森林の開発規制については森林法によって規定されているが、実際の規制については各州においてさらに詳細な規制制度を適用している。

サンパウロ州においては、総面積24,800千haの内6,050千haが農耕地、12,000千haが牧野、6,000千haが植林地、市街地等、原生林は750千haである。従って原生林は州面積の3%にすぎない。同州の海岸山脈地帯においては地形が他地域と比較しややけわしいこともあって、特に厳しい規制が行われており、事実上森林(再生林含む)の伐採をとまなう開発は困難となっている。

森林の開発許可申請はまず郡に申請(開発目的、当該地の前歴等を明らかにすること)し、郡の許可を得た上で、州農務局に申請して許可を得る必要がある。また、農薬、肥料の使用については、とくに全国レベルの規制はないが、水の汚染には十分注意する必要がある。



## V. 開発協力効果

本件による椿栽培開発は輸出向けの農産物開発としてはブラジルの政策に沿うものである。一方油糧作物としては、市場が限られており、国際市場も存在しないことから、輸出向け農産物としてブラジル経済にすぐに大きな貢献を期待できるものではない。しかしながら欧米においては、中国の椿（油茶）油が相当量消費されていること、また、ブラジルにおいては、現在オリーブが相当量輸入されていることから価格的にオリーブ油と競合することが可能となれば、オリーブ油、油茶油の代替としてこれら市場へ参入する可能性もある。

タピライ地域についてみると、地域農業において主要な位置を占めていた茶栽培が低迷・衰退している現在、椿は新たな経済作物として農業振興の可能性を持つものであり、その導入が大きく期待されるところであり、椿栽培が技術的、経営的に確立できるとなれば、将来の規模拡大が期待できるのみならず茶等の栽培を行ってきた地域の農民に新規の高収入作物として受け入れられ、周辺地域に普及する可能性が大きいものである。また、椿は灌木の永年性作物であることから、雨量の多い山間部斜面にこれを栽培することは、長期間にわたり地表面を被覆することになり、土壌の流出等の環境破壊を未然に防ぎながら生産を継続することができるものである。以上のことから、本試験事業が計画通り実施され一定の成果をあげ、さらに継続事業として規模を拡大し、また周辺農家へ椿栽培が普及していった場合には、自然環境を保全しつつ地域農家の所得向上、雇用の拡大につながるといった効果が期待されるものである。また、当地域は、森林におおわれた山岳地形に清麗な溪流や滝を有することから、別荘地としての開発可能性が期待され、タピライ郡役所でも観光開発に意欲を持っているところであり、将来的には椿についても観光開発資源として位置付けられる可能性がある。



## 附 属 資 料

1 現地法人設立に係る諸手続き	
(1) 本事業に係る現地法人の設立	101
(2) 有限会社設立契約書のヒナ型	102
2 事業予定地の評価額	107
(不動産鑑定書写)	
3 政府の最低価格改定農産物の10月1日公表価格	129
4 物価等価格調査結果	
(1) 労働賃金	129
(2) 生産資材等	130
(3) 法人税、流通税	130
森林法	131



附属資料

1. 現地法人（有限会社）設立に係る諸手続きについて

(1) 本事業に係る現地法人の設立

現地側出資者 :  
本邦側 :  
出資比率 : 現地側 51% (但し, 現物出資)  
本邦側 49%  
資本金 : 5,000,000 円 (相当の現地通貨)

有限会社の設立を予定する。

現地側は現物出資となる。1988年5月3日付不動産鑑定書によれば、当時の評価額（今村農場の土地建物永年作物等）の合計額は、2,619,000 Cz\$ (139.77 Cz\$/\$:当日の公定レート, 即ち 18,727,931 \$) を US\$ に換算, 1 \$ 135 円とすれば 2530 千円となる。

現地側 51% の出資とすれば、資本金は 4,960 千円となり日本側は 2,430 千円の出資となる。従って、ここでは資本金として 5,000 千円を予定し、経営計画を試算することとする。

(2) 設立手続き等について

- ① 設立契約書の原案承認（日本側）、委任状の作成（本邦法人の現地代表者）、在日ブラジル大使館の認証を経てブラジル側出資者へ送付。
- ② ブラジル側は受領後伯語による契約書作成、出資者名等登記、所要日数約 15 日。
- ③ 日本側出資者が合弁会社宛資本金送付、併せて伯側出資者が出資。中銀に対し外資登録手続きを行う。
- ④ 日本からの借入金については、事前に条件等を付し中銀に対し申請、許可後借入の実施まで約 7 日を要する。

（JICAからの借入金を本部法人から現地側に転貸する場合、銀行保証を加えても金利は 2% 程度となろうから、外貨借入に対し中銀の指導指針である高金利の外貨の借入れは認めないという方針には抵触しないと思われる。—サンパウロ日伯商工会議所による—）

⑤ 利益の対外送金

実際問題としては難点もあるようであるが（利益の伯国内再投資が指導される等）法制上は登録資本金に対し、

会社設立後 3 年以内は	36% まで税率 12.5%
3 年～ 45 ヶ月 (≒ 4 年)	45% まで税率 40.0%
45 ヶ月～ 75 ヶ月	75% まで税率 50.0%
75 ヶ月以上	75% 以上税率 60.0%

なお、借入金の外貨による返済は④の借入条件を中銀が承認している以上、法制上は問題がない。

但し、当該時点における伯国外貨事情によっては中銀の許可が得られない場合もあり得る。

## (2) 有限会社設立契約書のヒナ型

### ブラジル連邦共和国

サンパウロ州サンパウロ市ブラッサ・ダ・セー 158 番 3 階 310 号室—電話= 35-8095

弁護士、公証翻訳人 座喜味 盛 徳

サンパウロ州商業登記評定所の台帳第 1 号、第 99 号のもとに登録、認可された本職に対して、ポルトガル語文書を提出、日本語文に翻訳を委嘱したによって、職責上、正確忠実に翻訳する。

訳 人 5/1

### ブラジル有限会社設立契約書

#### 相互契約人

カルロス：ブラジル人、既婚者、電子工学士、身分証、個人納税証、住所サンパウロ州サンパウロ市ヴィーラ・アンプルゲンザ区

食品株式会社（又は個人名）所在地

本件では 1988 年 月 日付委任状をもって任命された代理人、身分証及び個人納税証所持つブラジル人、既婚者、農学士に代表される、は最も正当かつ合理的な形式をもって、下記の条件条項に基づく持株有限責任の会社を設立することに合意、契約する。

#### 第 1 商 号

会社は「〇〇〇〇有限会社」の名称のもとに操業する。

#### 第 2 本 拠

会社は本拠をサンパウロ州サンパウロ市におき、経営者の決定のもとに支店、代理店、出張所、事務所等を国内、外国に設置することができ、権利保持の自立資本を形成する。

#### 第 3 会 社 目 的

会社は農業、牧場、耕地開発、穀物、果樹、野菜、コーヒー栽培、養牛等を目的とし、かつ、他の会社の株主又は出資社員として資本参加してもよい。

#### 第 4 会 社 経 営

会社経営管理は出資社員〇〇〇と出資社員〇〇〇株式会社の委嘱人（前記証明済み）が取締役支配人としていつも共同で当たり、個々に経営に当たることは固く禁じられる。従って、上記複数支配人は、会社の義務権利に係わる事項を会社名称を使用して行うときは、いつも共同である。

第 1 項 会社取引の一般経営のほかは両支配人は会社を裁判所、裁判外にて能動的受動的に代表し、かつ、第 3 者、連邦、州、市、公官庁、アウタルキー、社会保障院にも会社代表

として行動する。

第2項 会社目的に関らない保証、手形保証、手形引受け、信託券その他の証書の裏書き等、会社に責任負担のかかる行為に会社名称を使用することは固く禁じられる。

第3項 会社名称で作成するすべての委任状は、はっきりと権限目的を記し、両支配人が連署する。

第4項 会社の財政責任に直接関係する貸借金、為替証券引受け、約束手形や小切手の発行、株式や持分の予約、会社の動産購入の負債、種々の売買契約書、銀行送金、一般負債証書、その他の書類のサインは必ず両支配人及び権限を賦与された1名の代理人と連署で行う。

第5項 会社不動産を購入、売却、担保等に入れる、譲渡する、負担を課せる等の行為は両支配人共同、又はいずれかの支配人と、権限を賦与された会社の代理人と共同で行う。

#### 第5 役員報酬

業務執行としての両支配人の報酬は、出資社員間で定め、限界は所得税法で許可された上限を準用する。

#### 第6 存続期間

会社の存続期間は無期限とする。

#### 第7 会社資本

会社資本は25万クルザードとし25万株に配分、1株1クルザードとなり1988年 月までにブラジル貨幣で全部構成済みとし、次の割合で出資社員に配当する。

口	127,500株	127,500クルザード
食品株式会社	122,500株	122,500クルザード
合計	250,000株	250,000クルザード

単項、出資社員の責任は、法令に基づいて会社資本総額に限定される。

#### 第8 会社活動

会社活動は暦年と一致し、毎年12月31日に総決算を行い、利益又は損失は出資社員間で、その持株レシヨによって配当、又は負担する。

#### 第9 持株譲渡

出資社員いずれかが、自分の持分を第3者に譲渡したい意向のあるときは、まず相手社員に通知し、相手社員が30日以内に自分に保証された価格及び条件のもとに優先権が行使できる猶予を与える。

#### 第10 出資社員の死亡又は退社

出資社員いずれかの死亡又は退社のときでも、会社は残存社員によって継続され、死亡あるいは退社した社員は60日以内に総決算を行い、20回の月割り計算で支払いを受ける。

#### 第 11 会社契約変更

本会社契約書は自由にいつでも複数社員、又は会社資本の大多数を代表する社員の決議のもとに変更可能である。

#### 第 12 身元潔白宣言

各出資社員及び委嘱支配人は、商業活動が阻害されるような刑事処罰をなんら受けたことはないことを宣言する。

#### 第 13 清算又は解散

会社を清算又は解散する場合、法的命令、あるいは出資社員間の合意決定いずれであっても、社員間で検討・決定した期限内に総決算を行い、その結果によって利益剰余金があれば、社員間でその持株レーシヨのもとに分配する。

#### 第 14 裁 判 所

本契約起因のすべての問題解決には、今からサンパウロ市の中央裁判所を選定し、他はいかに権威あるものでも除外される。

#### 第 15 一 般 規 定

本契約に記載もれの条項については、出資社員間で相談し、合意のもとに決議する。

以上、正当な形式で契約した事によって本人は易論、相続人、継承人にも義務づけることを約束して、同形式、同内容で作成した 3 通からなる本契約書に末尾サインの証人立合いのもとに、各自サインする。

サンパウロ市 年 月 日

食品株式会社代理人

証 人

上記訳文は原文と相違ないことを証明する。

西暦 年 月 日 ブラジル国サンパウロ市において



## 委任状

本書面により以下のことを証する。

日本国東京都 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ に住所を有する

食品株式会社（以下 ○ ○ ○ ㈱ という）は

ここにブラジル連邦共和国 ○ ○ ○ ○ ○ に住所を有する。

（ブラジル連邦共和国人

C. 1

C. G. C

）

を ○ ○ ○ ㈱ の真正かつ適法なる代理人と定め ○ ○ ○ ㈱ のために、○ ○ ○ ㈱ の名において、以下の行為のいずれか1つ、もしくはそのいくつかをブラジル連邦共和国において行う権限を付与する。

- 1 有限会社 ○ ○ ○ ○ ○ ○ （以下「当核会社」という）の会社定款、同変更書、その他の書類に署名し、かつ、それらの書類をサンパウロ商業登記所その他の官公署に提出し登録すること。
- 2 当核会社をブラジル政府関係機関、特に、ブラジル大蔵省、農務省、国家農業協力改革院、及びブラジル中央銀行に登録すること。
- 3 当核会社に関する、連邦、州、市官公署、公社公団、混合経済企業、ブラジル銀行株式会社、ブラジル中央銀行、連邦貯金局及び農務省との交渉その他一切の行為をすること。
- 4 ブラジル中央銀行外国資本監督登録局に ○ ○ ○ ○ ○ ㈱ の外国投資を登録し、また、かかる手続に必要な一切の書類に署名すること。
- 5 上記を遂行するために、前記代理人が必要もしくは有益であると認めた一切の手續及び行為を行うこと。
- 6 1名もしくは数名の複代理人を選任し、同人に本書面にて付与された範囲内での権限を付与すること。

上記を証するため ○ ○ ○ ㈱ は本日付で本書面を適法に作成した。

1988年7月15日

○ ○ ○ 株式会社

代表取締役

登錄昭和 63 年 第

号

囑託人

の代理人

は本公証人に対し

囑託人の真正にして正規の認証囑託委任状を

提出して囑託人が別紙編綴の 委任状

に 署名 したことを自認する旨

陳述した



以上認証する

昭和 63 年 7 月 19 日 日本公証人後場において

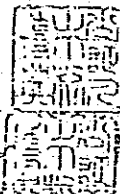
東京都千代田区内幸町

震ヶ岡公証後場

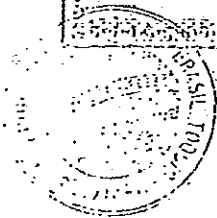
東京法務局所属

公証人

*Hisakube Kimura*



公証人後場



Feito e assinado supra  
*Hisakube Kimura*  
Tiqueto Japon

25 de julho de 1988



*Mituro Fujiwara*  
Mituro Fujiwara  
A. Adv.

## 2. 事業予定地の評価額

(現物出資に係る評価額)

不動産鑑定書( )

- 調査依頼者                   パラカツ農牧 S/A
  - 調査者                       Planesul 社  
(当社は南米銀行の系列会社で、専ら不動産鑑定を行うコンサル事業会社。旧 JAMIC の請算等に際しても当社が不動産鑑定を実施した経緯あり)
  - 調査時点                    1988年5月3日
  - 調査対象                    今村農場   サンパウロ州タピライ郡
- 総面積                        83.79 ha

(内訳)

林地    ※1	61.94 ha
茶畑	12.10 "
" (混植) ※2	4.84 "
" (放棄) ※3	3.63 "
自給畑等	1.28 "
計	83.79 "

※1 ポルトガル語では Matas (diversos portes) と表現されているので、直訳すれば混冠林となるが、大部分は原始林で一部再生林を含むと考えられる。

※2 バナナとの混植が中心と考えられる(現場視察の結果)

※3 急傾斜のため放置された茶園と考えられる。

- 評価額                       2,619,000,000 Cz\$ (5月3日レート 1\$ = 139.77 Cz\$)  
                                  即ち   18,737.93 Cz\$

以下別添の通り。

Laudo de Avaliação

Interessada: COTIA SEINEM PARACATU AGROPECUÁRIA S/A

Endereço : Rua Aroaba nº 76  
Vila Hamburguesa  
Município de São Paulo  
Estado de São Paulo

CGC/MF : 49.295.785/0001-66

m

0

1988 5A3 12

Laudo de Avaliação

Objeto da avaliação: Imóvel rural sem benfeitorias

Localização : Bairro do Rio Verde  
Antiga Colonia COOPERCOTIA  
Tapiraí (SP)

Valor para pagamento à vista : Cz\$ 2.619.000,00 (dois milhões, seiscentos e dezenove mil cruzados)

Data : 03 de maio de 1.988

1<sup>o</sup> 139,77 m<sup>2</sup> - 1<sup>o</sup>  
18,737,93 m<sup>2</sup>  
83,784A  
223,63 m<sup>2</sup> / 4A

*Handwritten signature*

*Handwritten signature*

Í N D I X O E

	<u>fl.</u>
01. PRÓLOGO .....	01
02. CRITÉRIOS DE AVALIAÇÃO .....	01
03. TÍTULO DE DOMÍNIO .....	02
04. DADOS DO IMÓVEL; ESCRITURA E REGISTRO IMOBILIÁRIO	
4.1. Denominação .....	02
4.2. Localização e acesso .....	02
4.3. Levantamento topográfico .....	02
4.4. Escrituras e registros .....	03
05. DESCRIÇÃO DO IMÓVEL .....	04
5.1. Área (ha) .....	04
5.2. Características do solo .....	04
5.3. Benfeitorias .....	05
06. CARACTERÍSTICAS DA REGIÃO CIRCUNVIZINHA	
6.1. Caracterização climática .....	07
6.2. Infra-estrutura .....	08
07. SITUAÇÃO DO IMÓVEL FACE À LEGISLAÇÃO EM VIGOR .....	09
08. AVALIAÇÃO .....	09
09. CONSIDERAÇÕES FINAIS .....	11

ANEXOS

A - Planta (01 folha)

B - 06 fotografias

M

01. PRÓLOGO

O presente laudo de avaliação, foi elaborado atendendo à solicitação da COTIA SEINEM PARACATU AGROPECUÁRIA S/A.

O imóvel está localizado no Bairro Rio Verde (antiga colônia COOPERCOTIA), às margens da estrada municipal TPR 020, sendo que este imóvel é composto de duas glebas de terras contíguas (lotes nº 5 e 11).

02. CRITÉRIOS DE AVALIAÇÃO

Para efeitos do presente laudo de avaliação, foram tomados por base, principalmente, os preços vigentes no atual mercado imobiliário.

Considerando-se, principalmente, a lei da oferta e da procura e o método comparativo, procurou-se para o imóvel, o seu valor real, não deixando de serem considerados todos os demais fatores e métodos que influem na determinação do seu valor. Também foi considerado, o uso imediato do imóvel.

Na apuração dos valores, os imóveis foram considerados livres e desembaraçados de quaisquer ônus.

De conformidade com a verificação "in loco" e com base nos elementos obtidos da interessada (planta, escritura e certidões), e das diversas fontes de informações, as características do imóvel, objeto do presente laudo, são as seguintes:

03. TÍTULO DE DOMÍNIO

- . Nome: KENJI IMAMURA
- . Endereço: Bairro Rio Verde  
Tapiraí (SP)
- . CPF/MF: 297.933.436-34
- . Cédula de identidade: 0678454 de 21/08/87 (estrangeiro)

04. DADOS DO IMÓVEL, ESCRITURA E REGISTRO IMOBILIÁRIO

4.1. Denominação

Sítio Imamura

4.2. Localização e acesso

O imóvel está localizado às margens da estrada municipal TPR 020 possuindo 02 acessos, sendo o primeiro pela SP 79 estrada asfaltada que liga Tapiraí a Juquiá, após 11 km neste sentido deflete-se à direita seguindo por estrada municipal de terra batida cascalhada e após 11 km chega-se à propriedade e o segundo acesso é por estrada municipal de terra batida cascalhada que principia ao lado da Prefeitura Municipal de Tapiraí e após 15 km chega-se à propriedade, no Bairro Rio Verde (antiga Colonia COOPERCOTIA), Município de Tapiraí, Co-  
marca de Piedade, Estado de São Paulo.

4.3. Levantamento topográfico

Apresentamos em anexo, a planta dos imóveis em estudo, que é parte do levantamento da Planta Colônia Tapiraí



da Cooperativa Agrícola de Cotia, elaborado pelo engenheiro civil Takeo Kawai, CREA nº. 3.584 - 6a. Região, em 13.03.61, no qual constam os lotes 5 e 11 e suas demarcações.

#### 4.4. Escrituras e registros

As documentações apresentadas (escrituras, registros e certidões), representam o Sítio Imamura em sua totalidade: 83,99.82 ha, sendo que o lote nº 11\* possui 46,14.94 ha, cujas confrontações são ou foram: lote nº 5, lote nº 10, lote nº 15, lote nº 12 e Cooperativa Agrícola de Cotia ou sucessores; e o lote nº 5 possui 37,84.88 ha, cujas confrontações são ou foram: lote nº 4, lote nº 10, lote nº 11 e Cooperativa Agrícola de Cotia ou sucessores.

O lote nº 11 (área de 46,14.94 ha) possui escritura de venda e compra lavrada em 29 de dezembro de 1.961, na Cidade e Comarca de Piedade (SP), no 1º Tabelionato, Livro de notas nº 69, folha 10 a s/v.

No dia 16 de abril de 1.962, no Registro de Imóveis da Comarca de Piedade (SP), foi registrado (transcrito) sob nº 14.516 às fls. 171 do livro 3-0.

O lote nº 5 (área de 37,84.88 ha) possui a escritura de venda e compra lavrada em 29 de dezembro de 1.961, na Cidade e Comarca de Piedade (SP), no 1º Tabelionato, Livro de notas nº 69, folha 9 e s/v.

No dia 16 de abril de 1.962, no Registro de Imóveis da Comarca de Piedade (SP), foi registrado (transcrito) sob nº 14.515 às fls. 170 do livro 3-0.

\*Obs.: No lote nº 11, com área de 46,14.94 ha, o proprietário faz uma doação de 0,2 ha para a cons

trução da Escola do Bairro do Rio Verde, sendo que este terreno encontra-se cercado e não pertence mais ao lote, sendo por este motivo sua área atual 45,94.94 ha., e conjugado com o lote nº 5 perfaz um total de 83,79.82 ha.

05. DESCRIÇÃO DO IMÓVEL.

As escrituras, certidões, etc, serviram para se dar fê sobre a posse do imóvel por parte de Kenji Imamura.

O imóvel no seu todo apresenta formato irregular, sendo suas divisas secas e molhadas.

Deste modo e conforme verificação efetuada "in loco", o imóvel apresenta as seguintes características:

5.1. Área (ha)

. Matas (diversos portes) .....	61,94
. Cultura de chá (solteiro) .....	12,10
. Cultura de chá (consoiciado) .....	4,84
. Cultura de chá (abandonado) .....	3,63
. Culturas diversas .....	1,21
. Benfeitorias .....	<u>0,07</u>
TOTAL .....	83,79

5.2. Características do solo

O imóvel possui solos de caracterização latosol verme - lho amarelo + podzólico, com fertilidade baixa aparente e apresenta indícios visuais de acidez.

O relevo é acidentado e amorreado.

Adotando-se práticas agronômicas adequadas, a área presta-se a culturas anuais, permanentes, pastagens e à silvicultura.

### 5.3. Benfeitorias

#### a. Não reprodutivas

Existem no imóvel benfeitorias rústicas, sendo:

- . 01 casa sede, construção de alvenaria, sem acabamento, coberta com telhas de barro, com varanda e depósito anexos e área total de 80,4 m<sup>2</sup>;
- . 06 construções (casa para empregado, barracão, depósito), com laterais de madeira e cobertura de telhas de barro.

#### b. Reprodutivas

Plantações de chá, sendo que existe a cultura solteira, cultura consorciada (camélia e gengibre) e cultura abandonada.

Existem também plantações isoladas de banana e gengibre.

#### c. Obras e trabalhos de melhoria

Na propriedade encontramos tanques d'água de pequeno porte, aonde aproveitou-se pequenas nascentes existentes na propriedade.

Energia elétrica fornecida pela CEESP.

d. Considerações

O imóvel objeto desta avaliação dista 22 km (trajeto conjugado por asfalto e estrada municipal de terra batida cascalhada) ou a 15 km (trajeto por estrada municipal de terra batida cascalhada) de Tapiraí. É composto pelos lotes nº 5 e nº 11, com áreas de ... 37,84.88 ha e 45,94.94 ha (já desmembrada a doação para construção da escola), perfazendo um total de .. 83,79.82 ha.

As áreas de matas existentes nos lotes são compostas de áreas de culturas abandonadas, cuja vegetação invasora está se desenvolvendo e áreas de floresta tropical.

Cumprе salientar que o aproveitamento das áreas de matas encontra-se bastante restrito, pois as guias de desmatamento são de concessão dificultada em virtude da região ser um dos raros locais com matas e o relevo possuir declividade acentuada:

Com relação às benfeitorias não reprodutivas existentes no imóvel, podemos observar que são rústicas, a maioria utilizando materiais que sofrem a ação de intempéries (madeira) e por esse motivo não são objeto de avaliação.

A cultura que possui exploração comercial no imóvel é o chá, porém consorciado a este encontramos a ca-mélia e o gengibre. As áreas abandonadas de chá pos

suem condições de recuperação e voltar a produzir economicamente. A comercialização atual dos brotos de chá está sendo realizada com uma Usina de beneficiamento localizada em Registro (SP), que dista aproximadamente 92 km do imóvel.

Na micro região onde localiza-se o imóvel, observamos a presença da cultura e chá e pastagens.

Observamos que a propriedade possui razoável disponibilidade de água através de pequenos tanques e água corrente do Córrego Barro Amarelo e Rio Verde.

As estradas internas necessitam de conservação para facilitar a trafegabilidade.

Não existem cercas divisórias ou limitantes no imóvel.

## 06. CARACTERÍSTICAS DA REGIÃO CIRCUNVIZINHA

### 6.1. Característica climática

O clima segundo Koeppen é mesotérmico e úmido sem estação (Cfb) em que a temperatura média do mês mais quente não atinge 22º C.

A temperatura média do mês mais quente é 20,7º C e do mês mais frio é 13,5º C sendo respectivamente fevereiro e julho.

Com relação às chuvas, a precipitação pluviométrica possui a média anual de 1.933 mm, sendo a média do mês de maior precipitação 285 mm (janeiro) e do mês de

non-precipitação..27 mm (julho).....

## 6.2. Infra-estrutura

A propriedade está localizada na Mesoregião do Sul Paulista, microrregião de Paranapiacaba, Município de Tapiraí, Comarca de Piedade (SP).

A posição geográfica da sede do município é latitude 23º 57'49" e longitude 47º30'26"W, com altitude de 920 m e a área total do município é 812 km<sup>2</sup>.

Este município possuía 5.104 habitantes (censo 1.980), sendo 1.511 habitantes residentes na área urbana e 3.593 habitantes residentes na área rural.

A distância de São Paulo é 131 km no trajeto feito pelas estradas asfaltadas SP 270, SP 250 (Piedade) e SP 79. Se o trajeto for realizado pela SP 280 (Rodovia Castelo Branco) até Sorocaba e SP 79 (Rodovia Raimundo Antunes Soares) até Piedade e Rodovia Padre Guilherme Howel até Tapiraí, a distância aumenta para 153 km.

As atividades básicas do município são agricultura e indústrias de transformação/extrativas.

Os municípios limítrofes e as distâncias da sede são : Ibiuna (60 km), Piedade (33 km), Pilar do Sul (43 km), São Miguel Arcanjo (81 km), Sete Barras (110 km), Juruá (61 km) e Miracatu (77 km).

Com relação às atividades agrícolas e pecuárias, podemos salientar que existem 345 estabelecimentos, ocupando uma área de 25.758 ha, sendo 1.360 ha com culturas

permanentes e 986 ha com culturas temporárias. As culturas predominantes são: chá, batata doce, banana, feijão, milho e hortaliças diversas.

Na silvicultura destacam-se os plantios de Pinus e Eucalipto.

A extração vegetal baseia-se na madeira em tora, carvão, lenha e palmito.

A pecuária predominante é a bovinocultura e suinocultura.

#### 07. SITUAÇÃO DO IMÓVEL FACE À LEGISLAÇÃO EM VIGOR

Após consultas efetuadas junto aos órgãos públicos do Município de Tapiraí, observou-se que não há, até a presente data, dispositivo legal afetando direta ou indiretamente o imóvel, objeto do laudo.

#### 08. AVALIAÇÃO

Para atribuição do valor do imóvel utilizou-se o método sintético, também chamado comparativo, onde baseou-se na pesquisa de transações de propriedades na região e principalmente na oferta e procura.

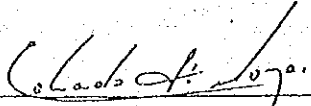
Considerou-se, evidentemente, vários fatores que diferenciam as propriedades em transações, tais como: relevos, solos, aguadas e métodos de produção.



As fontes consultadas são as mais idôneas da região, tais co

mo: engenheiros agrônomos, corretores de imóveis, etc.

Com base no que se expôs e após inspeção do imóvel, chegou -  
se à seguinte avaliação: Cr\$ 2.619.000,00 (dois milhões, seis  
centos e dezenove mil cruzados), para pagamento à vista (úni  
co).

Tapiraí (SP), 03 de maio de 1.988

  
EDUARDO FONSECA MORYA  
Engenheiro agrônomo  
CREA nº 83.522 - SP

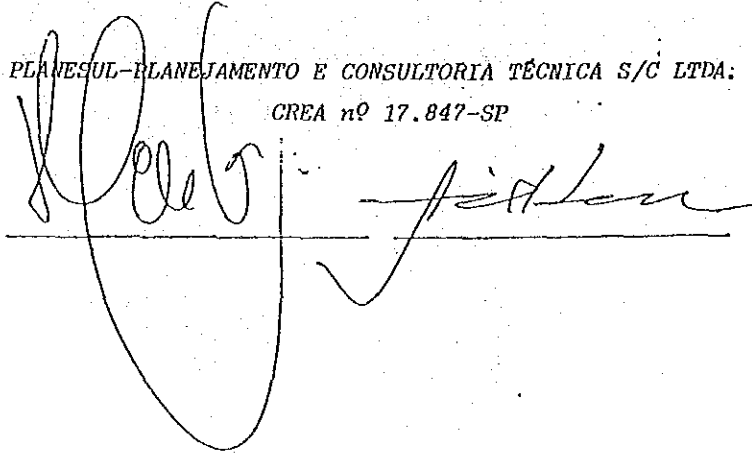
  




09. CONSIDERAÇÕES FINAIS

Os resultados de pesquisas e estudos efetuados, aqui, não exporemos. Solicitamos, porém, o obsêquio de sermos informados sobre qualquer contestação ou impugnação ao presente laudo, a fim de que possamos defender a honestidade do nosso trabalho.

PLANESUL-PLANEJAMENTO E CONSULTORIA TÉCNICA S/C LTDA:  
CREA nº 17.847-SP



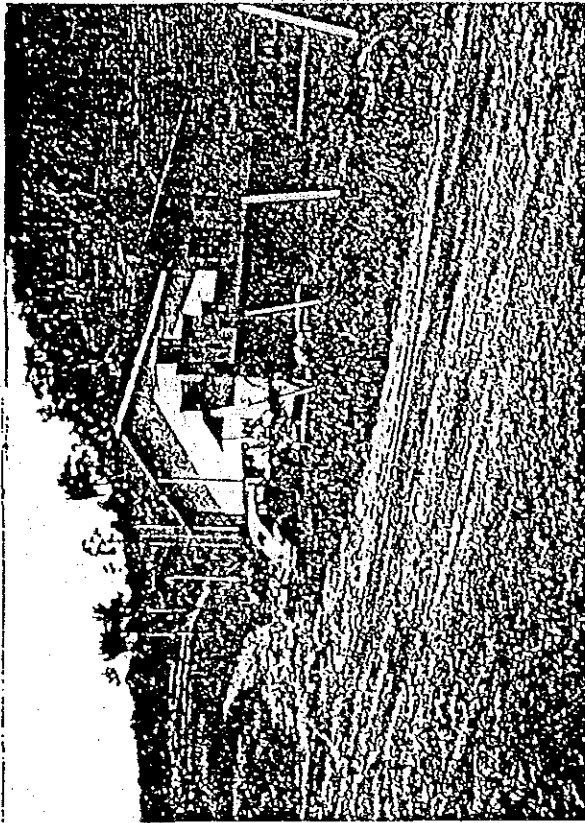
A N E X O S

A - *Planta*

B - *Fotografias*

Handwritten signature or initials consisting of a stylized 'M' at the top, a vertical line below it, and a large, loopy 'B' at the bottom.





Aspecto da Escola do Bairro do Rio Verde, situada no lote II, com área de 2.000 m<sup>2</sup> (doação). Ao fundo cultura de chá consorciada.



Vista da propriedade às margens da TFR 020, na divisa do lote 5 com o lote 4 (divisa do imóvel)

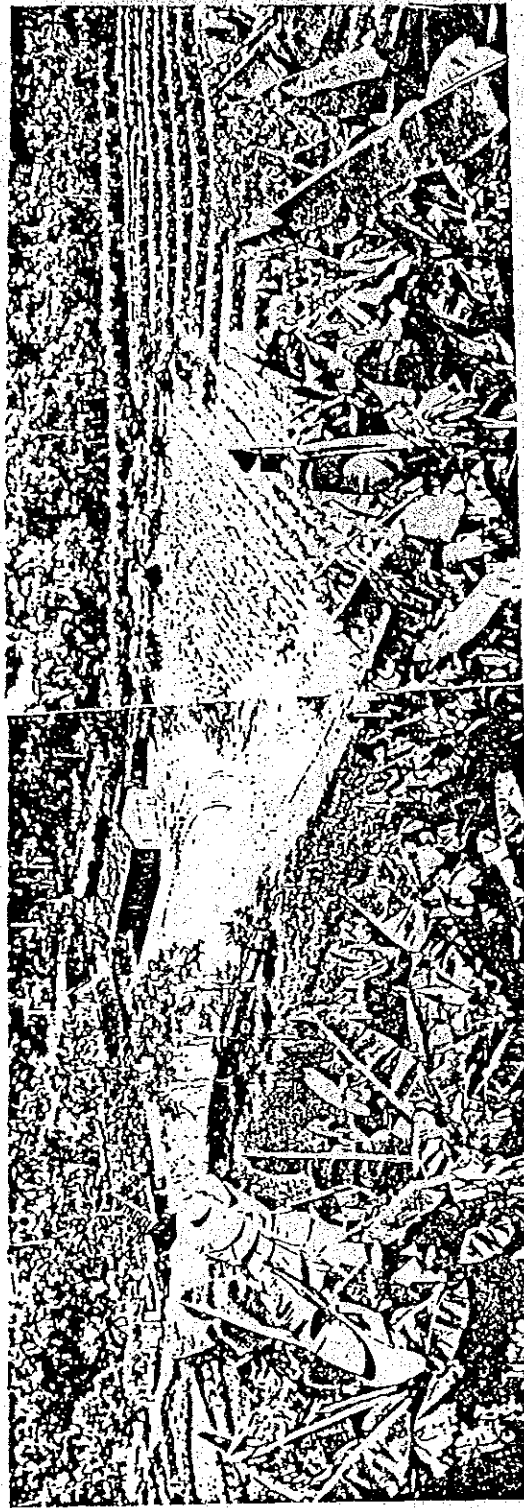
01  
Anexo B

M

⓪



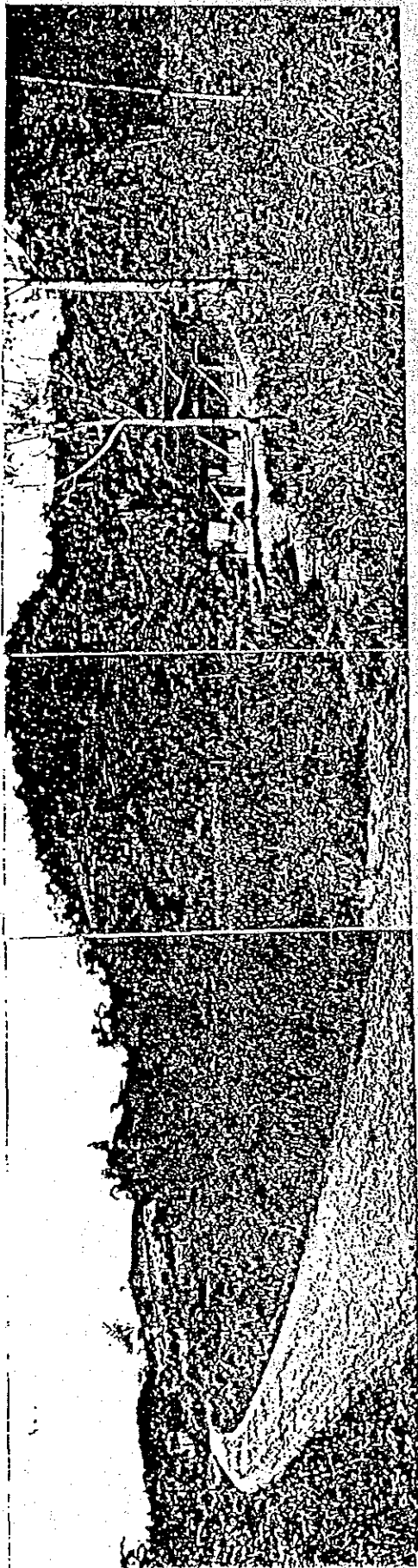
Aspecto do consórcio chá e camélia  
e gengibre, situado no lote 11. No  
tar ao fundo (esquerda) as benfei-  
torias e o pouco desenvolvimento do  
gengibre.



Aspecto parcial da área da sede com benfeitorias de madeira (lo-  
te II). Em primeiro plano cultura de banana; em segundo plano  
benfeitorias, tanques d'água, gengibre e consórcio; abaixo a  
estrada FPR 020 e escola.

M.

⊙

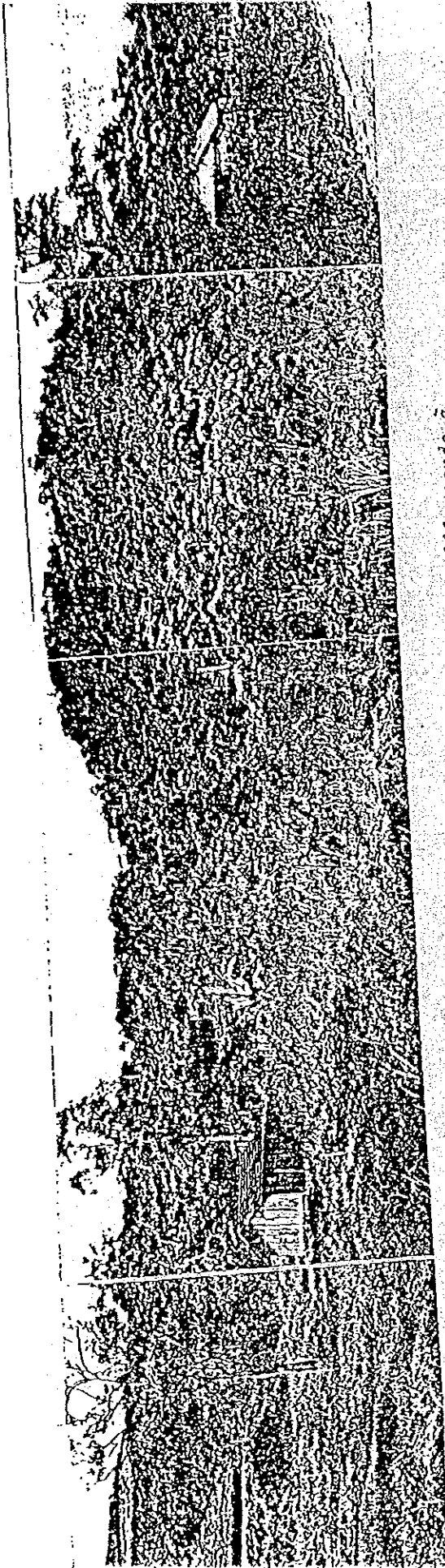


Aspecto da propriedade no lote 11, sendo à direita (no bambu) a divisa com o lote 12. Observar ao fundo a cultura de chá e as matas. A esquerda observa o chá e matas do lote 5.

04  
Anexo B

M

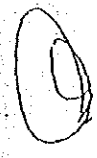
9



Vista geral da propriedade às margens da TPR 020, sendo à direita o lote 11 (divisa no bambu) e a partir deste o lote 5, observar à esquerda o chá em produção (porte baixo), acima o chá abandonado (porte alto) e no espigão a cultura em produção e abandonada.

05  
Anexo B

M.





### 3. 政府の最低価格改定農産物の10月1日公表価格

政府が公表した'88/'89年度農産物の10月の最低価格は次の通りである。(主な農産物についてのみ記す。)

棉花	15 kg当り	1,943.70 Cz\$	
落花生	25 "	1,666.50 "	
水稻米	50 "	3,566.50 "	
陸 稻	60 "	3,292.20 "	
馬鈴薯	30 "	4,124.40 "	(但し種子用)
ヒマ	60 "	4,958.40 "	(子実)
とうもろこし	60 "	2,566.20 "	
ラミー	1 "	158.67 "	
大豆	60 "	2,974.80 "	
ソルゴ	60 "	1,796.40 "	
小麦	1 "	18.74 "	
ジュート	1 "	146.77 "	

なお、本価格については毎月改訂、公表される。為念。

### 4. 物価等調査結果

#### (1) 労働賃銀

##### ア サンパウロ州農業労働者の最低賃銀

(1988年9月1日現在)

18,879 Cz\$ / 月, 実支給額

使用者負担額は8%の社会保険料を別途社会保険庁に支払う義務がある。よって、積算上必要な労働者単価は  $18,879 \text{ Cz\$} \times 1.08 = 20,389 \text{ Cz\$}$  となる。約 57.43 \$  $\approx$  7,800円/月

##### イ 常備労働者については、次の措置が必要

月額支給額  $\times$  13ヶ月 + 社会保険料 + 休暇手当として月額支給額の33%。なお、この他20日間の休暇賦与が義務づけられる。仮りに100\$ / 月の常勤者について企業側の負担総額は次の通り。

$$(100 \$ \times 13 \times 1.08) + (100 \$ \times 0.33) = 1,437 \$ \approx 194,000 \text{ 円/年間}$$

##### ウ 月額7,800円相当の労働者を雇用する場合、日額支給額は25日で除した額としなければならないため、日額は312円/日となる。

労働力の需給関係で、倍額を要することもよくあると云われるが、タピライの場合労働力は比較的豊富である。

但し、ハーフトラック等による送迎が必要となるのでこれに要する費用も見込んで350

円/月として算出することとする。

(2) 生産資材等の価格

前述の通り、物価は正に日替り的に上昇するため調査日の把握と為替の変化に注意しなければならない。

調査以前に現地に照会ファックスで回答を受けたCz\$又は円額のものもあるが、ここでは10月4日現在の主な資材について掲げておく。但し、この時点の公定レートは367.22Cz\$/＄であった。

肥料	N. 12/P. 5/K. 12	1 t 当たり	60,067 Cz\$
同	N. 10/P. 10/K. 10	1 t "	65,656
炭酸石灰		40 kg	800
殺菌剤	ジターネPM	1 kg	1,560
	コブレサンドス(銅剤)	1 kg	1,333
殺虫剤	スミチオン	1 ℓ	4,050
除草剤	ランダップ	1 ℓ	4,368
庇陰ネット	50%遮光	1 m <sup>2</sup>	429
苗用ビニール袋	小(コーヒー用) 11cm×20cm	1,000枚	900
	中 植換え用 14cm×20cm	1,000枚	1,500
微量要素(総合, コーヒー用)		1 ℓ	429
	普通 1 ha に 7 ℓ 使用している。		
トラック運賃		1 km / 1 t 当り	7.5

( 1,000 km 当りの基準運賃 )

9月30日現在の燃料費は、

ガソリン	1 ℓ	198 Cz\$
アルコール	1 ℓ	162 "

(3) 法人税等税負担について

ア 法人税は、当該企業の利益発生までは課税されない。利益の出た年度について、利益金額の6%が課税される。

イ 生産物にかかる税金は、出荷農産物価格に対し2.5%が課税される。

( 本事業の場合、有限会社の農事会社であり、農産物に対する課税については農業者と同一と見なされる。 )

ウ アの法人税6%については、利益発生年度以前3年間連続して赤字であれば最初の年度に発生した利益については無税扱いとなる。申請が必要。( 商工会議所による。 )

( 参 考 )

( 森 林 法 )

1965年9月15日付法律第4771号

第 1 条 国内全域にある森林、及びその他の植物群で、その地域に公益性を認められるものは、国の全住民の共通の財産であり、一般の法律、特に本法令が規定する範囲内において不動産権を有する。

単項 森林の利用、及び開発において本法の規定に反する行為、及び怠慢は、所有権の有害な使用とみなされる。(民事訴訟法第302条X項b号)。

第 2 条 次の地域に存在する森林、及びその他の天然の植物群は、本法により恒久的に保存されるべきものとする。

a) 次の幅員を有する沿岸地帯における河川、又はその他の一切の水流に沿って、

1. 幅員10米以内の河川に対しては、5米
2. 兩岸間の距離が10米から200米の河川の幅員の半数に等しい幅
3. その幅員が200米を越えるあらゆる河川に対しては100米まで。

b) 湖沼、天然、又は人工の貯水池の周辺

c) その地形の如何にかかわらず、水源、又はいわゆる「水の目」(泉)において

d) 丘陵、山、山岳、及び山脈の頂上において

e) 傾斜面、又は45度以上の傾斜をもった坂、又はその様な部分において

f) 砂地、又は沼沢地で固定に役立つ灌木地帯

g) 台地の周辺において、

h) 標高1,800m以上の高さにある天然、又は人造の牧野における森林、及び野草群

第 3 条 次の用途に当てられることを行政当局が指定した森林、及びその他の天然の植物もまた、恒久的保存のものとみなされる。

a) 土地の侵食を防止するもの

b) 砂丘を固定させるもの

c) 道路、及び鉄道を保護するもの

d) 担当局の判断によって、国土防衛に資するもの。

e) 絶景の場所、又は科学的歴史的に価値のある場所を保護するもの。

f) 絶滅の危機にさらされている動植物を保護するもの。

g) 森林地帯住民に必要な環境を維持するもの。

h) 公共の福祉を保証するもの。

第1項 恒久的保存の森林は、公共工事、又は社会的福祉に必要なとき、連邦政府の事前の許可によってその全部、又は一部の伐採が認められる。

第2項 インディオの財産を保護する森林は、本法により恒久的保存制度(g号)に規制される。

第 4 条 次の事項は、公益とみなされる。

a) 森林の適切な保存、及び増植を目的として、特定地域における牧草地の制限、及び管理。

b) 森林に被害を及ぼす病虫害を予防し、又は撲滅する目的を有する手段

c) 木材の有用な活用、製造のあらゆる段階においてその最大の利用を経済的に増進することを

目的とした技術的方法の普及、及び採用。

第 5 条 行政府は、次のものを設置する。

- a) 動植物と、自然の景観の総合的保護と教育、娯楽、及び科学的目的のための利用とを調和せしめて自然のすばらしい特質を擁護する目的を有する国立、州立、及び市立の公園
- b) 経済的、技術的、及び社会的目的を有する国立、州立、及び市立森林、森林予定地、及びその目的達成のために当てられた保留地。

単項 国立、州立、及び市立公園における一切の天然資源の開発は禁止される。

第 6 条 本法の条件において、保存森林としてまだ指定されていない森林の所有者は、森林関係官憲によって公共の利益が確認されたときは、これを登記することが出来るものとする。

第 7 条 あらゆる樹木は、その場所、稀少なること、美観の理由により、又は種子保存のため行政府によって伐採不可能とされる。

第 8 条 農業用ロッテの配置、移住、及び農地改革計画に本法の恒久保存の森林地域、及び木材、及びその他の林産物の地方的、又は全国的供給に必要な森林は包含し得ないものとする。

第 9 条 個人所有の森林でも他の永久保存に接し一つの森冠を形成するものは、特に本法の適応を受けるものとする。

第 10 条 傾斜度 25 度から 45 度の地域に所在する森林の伐採は禁止される。その地域における合理的なときのみ伐採が許される。

第 11 条 燃料として薪炭を用いるときは、森林に火の粉が飛んで山火事を起さないよう消火のための特別な装置を備えなければならない。

第 12 条 恒久的保存とみなされない森林においては、薪、又はその他の林産物の伐採又は木炭の製造は自由とする。その他の森林においては連邦、又は州政府の森林関係機関の専門的、地方的な指示、規定に従うものとする。

第 13 条 森林から生じた植物の売買は、主管官庁の許可を得ること。

第 14 条 森林の利用を規制する一般的規定のほかに、連邦、又は州政府は、次の規定を行うことが出来るものとする。

- a) 地方的特徴に応じたその他の準則を定めること。
- b) 絶滅に瀕していると考えられる植物の伐採を禁止、又は制限し、その伐採許容地域を指定し、それらの地域におけるその他の種類の植物の伐採を事前許可制とする。
- c) 林産物、又は森林副産物の採取、製造又は売買に従事する自然人、又は法人の登記を実施すること。

第 15 条 アマゾン流域の経験を主体の原始林開発は禁止され、1 年の期間内に発布される規定内の条件、技術的計画に従ってのみ利用し得るものとする。

第 16 条 本法第 2 条、第 3 条に規定された恒久的保存の指定を受けていない、私有の森林は、次の制限下で開発を行うことが出来る。

- a) 南伯、南東伯及び中西伯地方における天然の原始林、又は再生林の伐採、森林に覆われた地区の面積の 20 百分を最低限度として樹木を残さねばならない。
- b) 前項に挙げられた地方において、すでに植林された地域、及び予め主管官庁によって制定さ

れた地域における、耕作、及び放牧のための原始林の伐採は禁止され、林木生産のための樹木の搬出のみが認められる。未開墾地域における原始林の伐採、新農耕地造成の場合所有地面積の最高50%迄が許可される。

c) 南部地方の現在ブラジル松、即ち *Araucaria angustifolia* (Bert) - Oktze の繁茂する地域において、森林の恒久的絶滅をきたすが如き伐採を行うことは出来ないが、成長、及び生産の良好な状態にある植物群の存続の保証つきで、専門的見地からみた合理的な条件下においてのみ、これら森林の開発が許可される。

d) マラニオン、及びピアウイ州を含む東北、東南地方においては、樹木の伐採、及び森林開発は、第15条により、政府の条例によって規定される技術基準を順守してのみ許可されるものとする。

単項 本条 a 号に包含される20から50ヘクタールの面積を有する農地においては、あらゆる種類の森林のほか、果樹、装飾用、工業用たるとを問わず、制限設定のため計算されるものとする。

第17条 農地のロツテ割において、前条 a 号に定められた割合の限度を満すために当てられた地域は、取得者間の共有地として単一の地区に集中し得るものとする。

第18条 植林、又は恒久的保存の再植林を必要とする私有地においては、連邦政府は、所有者が之を行わないときは、土地の収用を行うことなく、之を行うことが出来るものとする。

第1項 これらの地域が農耕に使用されているときは、査定評価額を所有者に、補償されねばならない。

第2項 連邦政府によって、この様に利用された地域は、租税を免除される。

第19条 経済的収益を挙げるため、混交林を単純林にかえるとき全植物の伐採作業を一時的、又は継続的に行って同一品種の森林に変更することを許可される。この作業開始前に、主管官庁に対して、伐採跡地の造林と育林を確約する誓約書に署名しなければならない。

第20条 その性格上、大量の林産原料を消費する工業企業体は、開発、及び運送が経済的と判断される範囲内において、その生産の合理的開発の下で、消費された量に等しい量とその捕給のため固有の、又は第三者の土地において新規の植付を行う義務を有するものとする。

単項 本条規定の不履行は、本法の規定する罰則及び各消費量のほか、天然森林原料の商品価格の10%に等しい罰金の義務が負わせられる。

第21条 木炭、薪、又はその他の植物性原料を基盤とした製鉄、運送、及びその他の企業は、合理的開発のため固有の森林を維持するか、又は共同経営者の企業を通じて、自己消費の供給源を持つことを義務づける。

単項 主管官庁は、5年ないし10年の範囲内で本来の規定を実施するための実施期間を設定する。

第22条 連邦政府は、農務省の専門実施機関を通じて、州、又は市と協約を結び本法の規定を適用するため不可欠な機関を設置し得るものとする。

第23条 専門機関による森林の管理、及び保護は、警察官憲の自発的行為を排除しないものとする。

第24条 職務執行中の森林職員は、公安官に準じ、武器の所持を認められる。

第 25 条 通常の手段で消火することの出来ない山野の火災の場合物質を強制収用し協力可能な人員を召集することは、森林職員のみならず、その他の官憲の権限とする。

第 26 条 次の禁止事項に違反した場合は 3 箇月、ないし 1 年の禁固、又は、違反した地方の最低賃金日当の 1 倍、ないし 100 倍の罰金、ないしはこれらを併科する。

- a) 恒久的保存とみなされた森林、並びに育成中の森林に破壊、又は損害を与えること、又は本法規定に違反した利用をすること
- b) 主務官庁の許可なくして恒久的保存の森林において樹木を伐採すること
- c) 主務官庁の許可状なくして禁止されている狩猟のための器物を携帯して恒久的森林に侵入すること。
- d) 国立、州立、又は市立公園、並びに生物学的保存地において損害を与えること
- e) 適切な注意を払わないで森林、又はその他の植物生育地帯において、いかなる方法によっても焚火をすること
- f) 森林、又はその他の植物群落において火災を発生し得る風船を製造、販売、運搬、又は放すこと
- g) 森林、又はその他の植物群落の自然更新を防げること
- h) 主務官庁の発給した認可状と最終加工まで生産物に添付せねばならない仕切状を用意することなしに材木、薪、木炭、およびその他の森林原産の生産物を受け取ること
- i) 主務官庁の発給した運送の全期間中、又は貯蔵のため有効な認可書類なしに材木、薪、木炭、又はその他の森林原産の生産物を運送、又は保管すること
- j) 期限終了、又は失効した免許状を官憲に返還することを怠ること
- k) 森林において火災を引き起し易い火の粉の拡散を防止する装置を使用しないで、燃料として森産物、又は木炭を使用すること
- l) 特別立法の規制をうける森林内に自己所有の動物が侵入しないよう措置をとらないで物を放つこと
- m) 何らかの方法により公有用地、又は他人の私有地の装飾用樹木、又は伐採免除の樹木を枯らし、傷つけ、又は手あらく取扱うこと。
- n) 事前の許可なくして公有地の森林、又は恒久的保存とみなされた森林から、石砂、石炭、又はその他のあらゆる種類の鉱石を搬出すること
- o) 拒否

第 27 条 森林、又はその他の植物群落地帯での火の使用は禁止される。

単項 地方的事情によって農畜林産業に火を利用する場合使用地域の周囲を限定隔離し必要な予防を講じてのち行うこと。

第 28 条 前条に定められた違反の外に、刑法に定められた違反、及び犯罪規定も適用され処罰は併科される。

第 29 条 資格の如何にかかわらず、罰則は、次のものにおよぶことがある。

- a) 本人
- b) 森林地帯の借地人、占取耕作人、支配人、管理人、取締役、契約商人、又は上司の提案によ

りこれに服して、その利益のために行ったもの

c) 非合法を承知の上で義務を怠り、又は便宜を供与する官憲

第 30 条 本法に罰則の規定がないときは、刑法、及び刑事違反法の一般規則が、本法に適用される。

第 31 条 次の状況は、刑法、および刑事違反法に規定するところの外に、刑罰を重科するものとする。

a) 夜間、日曜日、又は祭日、乾燥期、洪水の時期、種子の結実期、樹木の保育期に違反を犯すこと

b) 恒久的保存の森林、又はそれから出る生産物に対して違反を犯すこと

第 32 条 刑事訴訟は、被害資産が森林、その他の形式の植林、作業用器具、本法に規定された森林保護に関係ある文書及び行為であるときは、私有財産に対する損傷の場合と同様に訴えによらないものとする。

第 33 条 本法、および森林その他の植物成育、作業用器具、文書、及び森林原産の生産物を対象とするその他の法律に規定された犯罪、及び違反について、刑事訴訟を提起することの出来る主管官庁は、次のものとする。

a) 刑事訴訟法に指定されたもの

b) 管理事務のため任命された相関的権限をもった森林官庁、及び自治官庁の職員

単項 同一事件が多数の官庁から同時に提起された刑事訴訟は、権限の確認せられた関係の機関に一件書類を集合するものとする。

第 34 条 前条 b 号に記載された官庁は、検察庁によってその告発がなされたときは本法の条項に従って、普通裁判所に対して、補佐役の資格で、検察庁と同様の権限を有するものとする。

第 35 条 官憲は、違反に利用された産物、及び機具を押収し、その量、及び性質によって調書に添付出来ないときは、そこに存在する地方公共倉庫に引渡すものとし、之を欠くときは、最終的には被害者に返還するため裁判官の任命する者に引渡すものとする。違反者本人のものであるときは、公開競売で売却せられる。

第 36 条 違反の訴訟手続は、違反の事実あるときは、1951年12月19日付法律第1508号の略式裁判による。

第 37 条 死亡による移転行為、並びに農村における不動産上の抵当権設定は、裁判所において宣告された判決により、本法、又は補足的州法に規定された罰金に関する負債の支払証明書の提示なしには不動産登記簿において転写、又は認証されないものとする。

第 38 条 造成林、天然林は、一切の課税対象とならず、それが植わっている土地の税の評価にあたって、そのために課税増額の対象とはならない。

第 1 項 之を形成した者が、その植林した森林において取得した林産物の代価は課税収入とみなされないものとする。

第 2 項 植林、及び再植林に使用された金額は、所得税、及び再植林に関する特別税率から全額控除されるものとする。

第 39 条 恒久的保存制度下にある森林地帯、及び木材開発のため植えられた森林地帯は地租を免

除される。

単項 森林が天然のものであるときは、免税は、課税される地域にかけられる税額の50%を超えないものとする。

#### 第40条 拒否

第41条 公的な金融機関は、植林、再植林計画、又はさきに法律において既に定められている割合に従ってサービスに必要な機具の取得計画に優先権を与えるものとする。

単項 連邦森林審議会の承認をうけた植林及び再植林計画に関して、妥当と認められる利息及び融資期間を付して林業融資基準を定めることは、監督機関、及び信用取引機関としてその法律上の権限内において国家通貨審議会の任務とする。

第42条 本法公布2年後は、いかなる官庁も森林主管当局の意見を徴して、予め連邦教育審議会によって承認された森林教育について掲載していない教科書の採用を許可することは出来ない。

第1項 ラジオ、及びテレビ放送局は、その放送プログラム中に、毎日ないし毎日でなくとも毎週5分間の最低限度で、主管当局の承認した森林関係のテキスト、及び規則は義務的に含まれるものとする。

第2項 官製の地図、及び測量図面には、公立の公園、及び森林を明示しなければならない。

第3項 連邦、及び各州は、各段階の森林教育のための学校の創立、及び振興を計るものとする。

第43条 連邦の政令によって、国内の各地方に、森林週間を設定するものとする。この週間は、その生産物、及び効用森林の価値を強調すること並びに森林を維持し、保存する正しい方法についてのプログラムを通じて学校、及び公立の、又は補助をうける施設において義務的におこなわれるものとする。

単項 森林週間にかいては、森林を社会的及び経済的に高い価値のある更新出来る天然資源として認識せしめる目的をもって講演会、会議、森林デー、及びその他の式典、及び祭典が催されるものとする。

第44条 北部地方、及び中央東方地方の北部においては第15条に関する政令が公布されない間は、根本から切り倒す開発は、各所有地の少なくとも50%が樹木に被覆されている限り許可されるものとする。

第45条 行政部は、本法によって採用された基準と適合せしめるため、一般的な森林開発に関連する契約、協約、協定、及び利権の全部の検討を180日の期間内に促進するものとする。

第46条 ブラジリアに本部をおく森林審議会は、ブラジル森林政策の諮問、及び規制機関として、維持される。

単項 少なくとも12名の委員から成る連邦森林審議会の構成、及び権限は、政令によって規定される。

第47条 行政部は、その実施のため必要と判断される単項につき本法の施行細則を制定する。

第48条 本法は、官報掲載後120日後に発効し1934年1月23日付政令第23793号(森林法)及びその他の之に反する規則はすべて廃止される。



